

平成 29 年 第 2 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 9 日

平成 29 年 6 月 13 日

平成 29 年 6 月 16 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (6 月 9 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	4
開会・開議宣言	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	6
町 長 諸 報 告	6
教育行政報告	8
議 会 報 告	12
議案第 26号	14
議案第 27号	16
議案第 28号	17
議案第 29号	18
議案第 30号	20
議案第 31号	21
議案第 32号	22
議案第 33号	23
議案第 34号	23
議案第 35号	25
議案第 36号	27
議案第 37号	29
議案第 38号	30
議案第 39号	30
議案第 40号	30
議案第 41号	30
議案第 42号	30
議案第 43号	30
議案第 44号	30
議案第 45号	30
議案第 46号	32
報告第 1号	34
請 願	34

第 2 号 (6 月 13 日)

議 事 日 程	41
本日の会議に付した事件	41
出 席 議 員	41
欠 席 議 員	41
議会事務局職員出席者	41
説明のため出席した者	41
開 議 宣 言	42
5 番 議員 三角 栄重	42
1 4 番 議員 今村 桂子	46
8 番 議員 猪谷 繁幸	51
1 2 番 議員 三上 政義	55
3 番 議員 白水 勝元	58
散 会	63

第 3 号 (6 月 16 日)

議 事 日 程	64
本日の会議に付した事件	64
出 席 議 員	65
欠 席 議 員	65
議会事務局職員出席者	65
説明のため出席した者	66
開 議 宣 言	67
議案第 26号	67
議案第 27号	69
議案第 28号	72
議案第 29号	73
議案第 30号	77
議案第 31号	78
議案第 32号	80
議案第 33号	81
議案第 34号	82
議案第 35号	84
議案第 46号	85
委員会の閉会中の継続調査について	86
議員の派遣について	86
閉 会	87

議事日程(第1号)

平成29年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第26号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第27号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第28号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第29号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第30号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第31号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第32号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第33号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第34号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第36号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第37号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第38号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第39号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第40号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第41号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第42号 須恵町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 3 議案第 4 3 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 議案第 4 4 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 議案第 4 5 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 請 願 「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 2 9 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 3 3 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号 須恵町農業委員会委員の任命について

- 日程第18 議案第38号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第19 議案第39号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第20 議案第40号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第21 議案第41号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第22 議案第42号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第23 議案第43号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第24 議案第44号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第25 議案第45号 須恵町農業委員会委員の任命について
 日程第26 議案第46号 平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
 日程第28 請 願 「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請

出席議員（13名）

1番	児 玉 求	2番	世 利 孝 志
3番	白 水 勝 元	5番	三 角 栄 重
6番	田 ノ 上 真	7番	松 山 力 弥
8番	猪 谷 繁 幸	9番	田 原 重 美
10番	合 屋 伸 好	12番	三 上 政 義
13番	柴 田 真 人	14番	今 村 桂 子
15番	三 角 良 人		

欠席議員（1名）

11番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

梅雨に入りましたが、ちょろっと雨が降ってもう梅雨の中休みに入っておるようでございます。早場米の水が心配されておりますが、本ちゃんの月末の田植えもどうなることか、百姓としては非常に心配しておるところでございます。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまから平成29年第2回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、原野敏彦議員より今定例会中の欠席の届出が出ておりますので御報告します。

これより本日の会議を開きます。

まず議会運営委員会の経過報告ですが、須恵町議会委員会条例第9条により、委員長の職務代行として副委員長が委員長の職務を行うこととなっておりますので、副委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○議員（7番 松山 力弥） おはようございます。

平成29年第2回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

6月2日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成29年第2回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された議案は21件、報告1件、請願1件、ほかに町長諸報告3件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日6月9日から16日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会5件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会2件で、議案第36号及び議案第37号から議案第45号の人事案件については、提案理由の説明後、本日採決を行います。

また、農業委員会委員の任命については9議案を一括議題とし、提案理由の説明後、議案ごとに採決を行います。

次に、日程についてですが、本日当初本会議終了後全員協議会、12日に工事現場視察後に各常任委員会、13日午前9時より一般質問、14日予算審査特別委員会、16日最終本会議終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から16日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月16日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 6月定例会を招集しましたところ、御繁忙の中御出席を賜りましてありがとうございました。

それでは、諸報告を申し上げます。

公共施設等総合管理計画について

まず公共施設等総合管理計画についてでございますが、「須恵町公共施設等総合管理計画」は、今後の須恵町の長期的な公共施設のあり方、効率的な、また効果的な維持管理運営等について、基本的な方向性を示す資料として、平成27年度から2カ年の事業で策定いたしました。

須恵町におきましては、近年全国的に人口減少が進展する中であって、福岡都市圏であるとの優位性をいかした人口の増加を続けてまいりました。その背景には、さまざまな公共施設やインフラ整備、特にスマートインターの整備等がございますが、住民のニーズに対応できたことが一つの要因ではないか考えられます。

しかしながら、これからの公共施設等は今後次々と更新時期を迎えることとなり、安全面や機能面において改善を図るために、多額の改修費用や建てかえ費用が必要となってまいります。

このことから、将来にわたり住民サービスを提供していくためには、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って統廃合や更新、長寿命化等を計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化して、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になってくると思っています。

また、公共施設は災害時には避難所としての活用されることとなりますので、町民の安全・安心を守るため、公共施設及びインフラ施設の耐震化や老朽化への対策を推進していく必要があると思います。

総務省の指針によりまして、建築から30年を経過した時点で「大規模改修」、60年を経過

した時点で「建てかえ」が必要とのことでもあります。今回の調査結果によりますと、社会教育施設は100%、スポーツ・レクリエーション系施設及び学校教育系の施設の60%以上が建築から30年を経過しております。10年後には全施設のうち87.7%の施設が建築から30年を経過する施設となっております。

試算によりますと、今後40年間で公共施設にかかわる改修・更新費用は、186億3,000万円、年平均にしますと4億7,000万円と非常に厳しい推計が出ております。

今後は継続的に施設の実態を把握しながら、須恵町全体の公共施設等についてマネジメントを推進するために、公共施設等を管理する所管課の課長、課長補佐等で構成する「公共施設等総合管理計画推進委員会」を設置いたしまして計画を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

業務改革モデルプロジェクト事業について

次に、業務改革モデルプロジェクト事業についてでございますが、人口減少など社会構造の変化が進展いたしております。地方公共団体における人的、財政的な経営資源の制約が強まる中、質の高い公共サービスを引き続き効果的・効率的に提供するための改革が求められております。

歳出の効率化と住民のニーズを踏まえたサービス向上の両立を実現するためには、限られた経営資源を効率的に活用し、業務改革に取り組むことが不可欠と思っております。

このような状況を踏まえ本町では、昨年度から業務改革について検討を始めました。今回、実施いたします「業務改革モデルプロジェクト事業」は、一連の業務全体を根本から見直して再構築を実現するためのBPR、ビジネス・プロセスをいわゆる見直すという意味でございますが、を活用した業務分析や住民サービスの向上、歳出効率化の効果把握を伴った新たな業務改革を実現する効果的な方法の検討を行う事業で、先日総務省のほうから全国7行政自治体にその委託先が決定いたしております。本町もそのモデル事業を実施するという事で、総務省の委託先として採択を受けております。

町村においては唯一須恵町だけでございますが、その取り組みも宇美・志免と電算の共同化を行っておりますので、その見直しと検討に入るわけでございますので、宇美・志免の協力を得ながらそのモデル事業をやっていききたいというふうに思っております。

本町は、このモデルプロジェクト事業を利用いたしまして、業務のアウトソーシングや電算業務の効率化の実現の可能性などを検討してまいりたいというふうに思っております。

須恵町PR事業について

次に、須恵町PR事業についてでございますが、昨年度に引き続きまして本年度も須恵町のPR事業を展開してまいります。5月に開催されましたつつじ祭りにおきましては、商工会と連携して須恵町出身の「郷ひろみ」さんのコンサートペアチケットを、フォトコンテストの賞品とし

て2組、大抽選会の賞品として8組にプレゼントしております。また、200組を超える会場応募があり、その中から抽選を行い40組にチケットを送付する予定といたしております。町内外問わず足を運んでいただき、須恵町の魅力を広くPRできたと思うところでございます。

ちなみにコンサートは9月に行われる予定でございます。今後も「郷ひろみ」さんには御協力をいただき、須恵町のイメージアップに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、養生みそのPRでございますが、みそのPRについては、現在健康福祉課、地域振興課、まちづくり課でプロジェクトチームをつくり取り組んでいるところでございますが、この分も先日つつじ祭りにおいて、販売ブースを設けPRを行ったところでございます。

今回は、試飲を行ったことにより多くの方に足をとめていただき、過去最高の売り上げとなりました。今後はふるさと応援寄付金の返礼はもとより、さらに西日本シティ銀行さんの御協力をいただきまして、夏のキャンペーンに陶翔窯のみそ壺・みそ汁碗とみその3セットにした、「みそ壺セット」を提供するようにはいたしております。

また、10月には福岡市で行われます「町村フェア」、11月にはすこやかコミュニティ主催の「健康づくりフェスタ」、12月には東京国際フォーラムで行われます「町イチ！村イチ！2017」に出展を予定いたしております。

今後は、木工品や竹細工もあわせ、各課横の連携を密にし、須恵町PR事業のさらなる充実を図ってまいりたいと思っておりますので、議員各位の御理解御協力方またよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 3番目に言われましたPR事業のほうなんですけれども、みそのPR非常に結構なことだと思っておりますが、みその製造が以前からもしPRした場合間に合わないんじゃないかなろうかというような話があっておりましたが、みその加工製造を増加する予定でしょうか。

○議長（三角 良人） 誰か。まち課、どこ。健康福祉課長。まち課。

○まちづくり課長（平山 幸治） 今のところ拡大する予定はございません。ある範囲でうまく回していきたいと考えております。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

日程第4. 教育行政報告

○議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。老眼なのでちょっと眼鏡をとらせていただきます。

町内の各小・中学校の運動会を無事に終えることができました。児童・生徒の活気あふれる姿を通して、各学校での日常の指導が充実してきていると実感しております。また、議員の皆様や地域の方からも同様の評価をいただいているところです。御声援、御協力ありがとうございました。そして、去る5月17日の園学校経営説明会に御参加いただき、貴重な御質問や御指摘を頂きありがとうございました。

それでは、教育委員会の行政報告をさせていただきます。なお、園学校経営説明会で詳しく説明しておりますので、平成28年度、平成29年度の特徴的な事業について報告させていただきます。

また、資料として「平成28年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告について」と「須恵町人権教育・啓発基本指針」を配付しておりますので、後ほど御参照ください。

平成28年度の主な取り組みについては、子ども教育課関係では適応指導教室、子どもの居場所づくり事業、アザレア幼児園の開園の三つについて、社会教育課関係ではオアシス運動について説明いたします。

1つ目の適応指導教室（やまももルーム）の開設については、5月に室長を含め支援員一日2名体制で、アパートの一室を借りて開室しました。通室した児童生徒は、小学生2名、中学生3名でした。180日の開室で、平均出席率は31%でした。1年間通室により、中学校進学をきっかけに通学できるようになった児童や、志望校への進学が実現し生徒が充実を持って卒業することができ、保護者から感謝の言葉をいただきました。

本年度は、旧にじいろ保育園に場所を移し、活動しやすい体制で臨んでいきます。また、不登校児童生徒の対応センターとしての機能すべく、専属のスクールカウンセラーを配置し、専門的観点からの見立てに基づいた支援体制を進めてまいります。

2つ目の子どもの居場所づくり事業・須恵っ子ルームについては、就労中の保護者の子どもは、長期休業期間児童だけで過ごすという問題に対し、保護者の精神的な負担と児童の健全な生活をサポートするために預かりを行い、子どもの居場所と支援を目的として取り組みました。

場所は、須恵町地域活性化センターをベースに、保育コーディネーターが中心となり、シルバー人材センターの延べ48名に働いていただきました。

対象児童は22名で、夏休みは23日間、冬休みは12月26日から1月6日まで実施いたしました。「楽しい」と答えた児童がほとんどであり、次年度も参加したいが14名中12名でし

た。また、保護者のアンケートでは12名の回答者で、利用可能日10名が満足、支援内容については概ね満足した結果となりました。回を重ねるごとに対象児童も増え、保護者・児童の要望により春季休業中も継続して事業を行いました。今年の夏の夏季休業中は、40名の希望者があると聞いております。

課題としましては、指導者の安全・衛生面、アレルギー等の研修や保育コーディネーターとの事前打ち合わせの時間確保などが上げられます。

3つ目の幼稚園の開園については、平成27年10月に工事着工し、約1年を経て平成28年9月に開園することができました。開園式には議員並びに多数の御来賓の参加のもと式典を挙行できました。

旧施設の老朽化による建てかえ及び待機児童解消に向けた施設整備でありましたが、保育士雇用が困難であったため、開園当初は27名の定員増に留まりました。平成29年度には、臨時保育士の処遇改善によって雇用ができたためさらに49名の定員増とし、施設としては合計301名の定員となりました。

定員数に関連し、幼稚園でも待機児童が発生するほど教育に対するニーズが高まり、各幼稚園の3才児の定員を25人から35人に急遽増員し、さらに10人を受け入れることといたしました。

社会教育課においては、最重点施策として「オアシス運動」を、挨拶により大人も子どももお互いに和やかな潤いのある家庭や住みよい地域づくりを進め、活気あるまちづくりを目的とし、7月、11月を強調月間として予定しています。

啓発活動として、町の広報紙、ホームページを活用した広報活動、庁舎や公共施設などに横断幕や懸垂幕の設置、地域の目立つ場所や公民館などにのぼり旗を設置、区の掲示板・回覧板を通じてのポスターやチラシの啓発、各種会議の行事でオアシス運動の参加を呼びかけています。

実施場所としましては、学校の校門、通学路、オアシス通り、JR駅等で行い、地域の方々や学校、粕屋農協須恵支所、西日本シティ銀行須恵支店の方、また議員の皆様にも多大なる御協力をいただきました。アンケートでは、年々「オアシス運動」が定着しているとの声をいただいております。

さらに本年度から、ありがたい感謝の心を育む取り組みとして、子どもたちが横断歩道を渡る際に、とまっていたいただいた運転手への「ありがとうございました」の言葉や、学校全体で「あいさつ日本一」を目指した活動など、年々拡大していきます。

近年、他県では子どもに声をかけてはいけないなどの事例が報道されましたが、子どもと大人が顔見知りになることは、子どもの安全・地域の安全・将来の地域づくり、まちづくりに意義あるものと考え、引き続き推進を図ります。

次に、平成29年度の新規事業について、子ども教育課関係ではフッ化物洗口、ツイタもの取り組み、園訪問の実施、須恵町外国語教育の推進の4点について、社会教育課関係では立志式の実施について説明いたします。

1点目のフッ化物洗口につきましては、平成25年に制定された「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、平成26年度より施行されている「学童期むし歯予防推進事業」として、昨年度9月から須恵町内の各小学校において、試行的に「フッ化物洗口」を始めています。

本年度は、フッ化物洗口の本格的な実施により、永久歯むし歯予防に大きな効果を期待しているところです。

2点目の「ツイタもん」の取り組みについては、児童の登下校での安全管理として有効であると考え、小学校にシステム導入を考えました。このシステムは、児童のカバンにタグをつけ、校門を通過すると学校が管理するパソコンに記録されるもので、校門には監視カメラも設置されており、登下校の状態を監視することができる仕組みとなっています。このシステムは、6月1日から各小学校で稼働しております。

学校に問い合わせましたところ、非常に子どもたちの登下校の確認ができるということと、カメラが設置してあるので外部侵入等のことも全部記録もできますし、見えるということで便利であるという評価をいただいております。

3点目の園訪問の実施については、昨年度からマネジメントサイクルにより、学校経営について教育委員会による指導及び支援を行ってまいりました。本年度は町立の園についても園訪問を6月に実施し、子どもたちの様子や園の課題を把握し、教育委員会としての支援の方針や内容の検討にいかしていきたいと思っております。

4点目の須恵町外国語教育の推進につきましては、平成32年度から学習指導要領が改定になり、小学校5、6年生で英語活動から英語科となり、週1時間から週2時間に時間数がふえます。また、3、4年生で英語活動が週1時間新設されます。小学校の教師は、英語教育の指導力をこれから3年間のうちに身につけなければなりません。

そこで教育委員会といたしましては、須恵第二小学校を外国語教育の推進校と位置づけ、ALT、これはアシスタントランゲージティーチャーと申しまして英会話の補助を行う先生のことです。小学校に1名、中学校に1名、今入ってある外国の先生がアシスタントランゲージティーチャーですね、ALTといいます、の配置や授業の進め方等について支援を行い、第一小、第三小に広めていき、3年後の英語教育に対応していきます。

最後に、社会教育課における町内の中学2年生による立志式の実施については、狙いとして、「望ましい勤労観・職業観を身につける。また、地域社会の一員として、自分の将来や生き方を考え主体的に進路を切りひらく」としています。

立志式では、自分の将来への夢や希望についての作文発表と社会人による講演会を計画しています。第1回となる本年度は、平成30年2月21日水曜日午後を予定しております。別途御案内いたしますので、お時間の許される方は当日御参観ください。

これをもちまして教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。今後とも議員各位の御理解と御支援お願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成29年5月29日に粕屋南部消防本部において、第2回臨時会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、指名推薦により篠栗町の阿部寛治氏が当選されました。

次に、日程第3、副議長の選挙についても、指名推薦により志免町の大西勇氏が当選されております。

日程第8、議案第8号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、議会選出監査委員の進藤啓一氏が平成29年4月28日で任期満了となったため、後任委員の選任について議会の同意を求めるもので、宇美町の白水英至氏が選任され、全員賛成で同意しました。

日程第9、議案第9号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき、南部消防署救助小隊を3名から4名体制へ変更することなどに伴う増員で、現行の職員定数消防吏員169人を改正後175人とするものです。

附則として、平成30年4月1日から施行、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第10号粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、組合構成町の規定にならい改正するもので、条例第5条の費用弁償の規定について、現状に合わせ支給対象となる第3項第1号の「組合長、副組合長が議会及び議会運営委員会に出席したとき」を削除するものです。全員賛成で可決しました。

日程第11、議案第11号財産の取得（指揮自動車）については、現在使用している指揮自動

車が、平成12年に購入し17年を経過していることから、南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき整備を図るもので、契約の目的、指揮自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額1,261万4,400円、契約の相手方、株式会社消防防災福岡支店となっており、全員賛成で可決しました。

日程第12、議案第12号財産の取得（水槽付消防ポンプ自動車）については、西出張所に配備する水槽付消防ポンプ自動車の整備を図るもので、契約の目的、水槽つき消防ポンプ自動車購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、4,849万2,000円、契約の相手方、株式会社福岡トーハツとなっており、全員賛成で可決しました。なお、水槽には2,000リットル貯水でき、10分ほどの消火が可能とのことです。

日程第13、議案第13号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,879万円とするものです。

これは、幼年期において正しい火の取り扱いなどを理解させ、火遊びなどによる火災の減少を図るため、保育園・幼稚園における自主組織「幼年消防クラブ」に対し、幼年消防クラブ育成助成として、今回宇美町の幼稚園に対し、園での活動に充てるため幼年消防用活動資器材（鼓笛隊セット）を4月13日に交付決定したことにより追加補正するものです。全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） 去る、5月30日（火）午前10時から、「クリーンパークわかすぎ会議室」において、平成29年第1回臨時会が開催されました。

議事日程及び議員名簿については、お手元に配付しているとおりです。

日程第1、組合議会議長の選出については、本町の合屋伸好議員。

日程第2、組合議会副議長の選出については、篠栗町の古屋宏治議員が選出されました。

日程第6、議案第3号組合監査委員の選任については、粕屋町の川口晃議員が選出され、全員賛成で同意しました。

以上、報告いたします。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第37号から議案第45号については、それぞれ関連議案でありますので一括議題とし、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第6. 議案第26号

○議長（三角 良人） 平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。

議案書は1ページをお願いします。

議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

平成28年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第5号）を提出いたしまして、議決をいただいているところでございますが、その後予算の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で御説明いたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,663万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億1,364万8,000円とするものです。

2項では、補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

次に、地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正によります。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、まず歳入の主なものを御説明いたします。

1款町税は、1項町民税から4項町たばこ税までを、最終見込みにより1億486万

4,000円増額補正しております。

2款地方譲与税から9款地方交付税までは、3月末の交付税決定額にあわせてそれぞれ増額及び減額しております。

16款寄附金50万円は、年度末に株式会社PMT様から御寄附いただいたものでございます。

17款繰入金では、1款町税の増額及び次に歳出で説明いたします特別会計への繰出金の減額によりまして、財政調整基金繰入金を2億8,400万円減額しております。これにより、28年度の財政調整基金繰入金は3億円になりまして、その基金残高は前年度末ではおよそ26億円でしたが、今年度末23億円へ減少しております。

次のページをお願いします。

20款町債につきましては、第2表地方債補正により御説明いたします。

次の4ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項総務管理費1,100万7,000円の減額は、税番号及び自治体クラウドサービスの電算業務委託料の減額になります。

3款1項社会福祉費、減額1億6,818万8,000円及び8款5項下水道費の減額1,300万円は、主に国民健康保険及び公共下水道事業各特別会計の最終見込みによります繰出金の減額でございます。

次の5ページをお願いします。

第2表、地方債補正の変更でございます。年度末の額の確定に伴いまして、限度額を変更しております。

道路改良事業債は810万円増額して4,060万円へ、須恵東中学校大規模改造事業債は20万円減額の2億660万円への変更です。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第7. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） おはようございます。

では、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決をいただいているところですが、その後予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきますので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の18ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,634万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,370万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、19ページをお願いします。まず歳入からです。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者保険税の現年課税分及び滞納繰越分の増収見込みから283万4,000円の増額補正を行っております。

3款国庫支出金から7款共同事業交付金までは、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県国民健康保険団体連合会からの負担金、補助金、交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の増減補正をしております。

8款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして1億6,258万8,000円の減額補正となっております。

このうち一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては1億5,600万円を減額いたしております。結果、一般会計から4,400万円繰り入れることになっております。

次に、20ページ、歳出です。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から4項葬祭諸費まで、それぞれ決算見込みによる不用額2億1,119万4,000円の減額補正を行っております。

10款予備費の補正につきましても、不用額515万2,000円の減額補正をしております。以上を報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。
- 議員（1番 児玉 求） お尋ねします。歳入の8款の繰入金ですけど、これ1億6,258万ですね。マイナスになってますが、繰り入れが4,400万円ということですけど、ここは繰り入れをやっぱりして国保税を引き下げるといふふうには……
- 議長（三角 良人） わかりました。委員会付託がありますので、そのときをお願いします。よございますか。
- 議員（1番 児玉 求） いや、今お答できないんですか。
- 議長（三角 良人） 一番最初に言ったでしょうが。（発言する者あり）
- 議員（1番 児玉 求） いやだから、そももちろん委員会でもいいですけど、今でも回答されても別に問題ないでしょう。
- 議長（三角 良人） いつも言いようでしょうが。あのね、児玉議員。児玉議員。（発言する者あり）
- 議員（1番 児玉 求） 暴言ですかちょっと。
- 議長（三角 良人） 児玉議員聞きなさい。

最初からあなたは言ってますけど、特別会計と一般会計とは会計が違うんですよ。ここに借金しようわけですここから。借金したとを戻すことは当たり前でしょうが。それを、何年になりましかあなた議員になってから。たんびたんびそんなこと言うてから。いいですか。

- 議員（1番 児玉 求） はい、わかりました。

- 議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。

よって、議案第27号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第28号

- 議長（三角 良人） 日程第8、議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

- 上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。初めての議会で非常に緊張しておりますが、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分につ

いてでございます。

平成28年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出し議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算書の33ページをお願いします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億824万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の34ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額100万円は決算見込みによる増額補正でございます。

2款1項使用料、補正額400万円も決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額1,300万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

次の35ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額50万円の減額は、負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額750万円の減額は、工事請負費並びに補償・補填及び賠償金等の決算見込みによる減額でございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第28号を、総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。私も初めてとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入ります。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日等から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。

次の5ページから11ページまでが改正文と附則で、12ページから34ページまで新旧対照表を添付しております。

改正点の主な内容といたしましては、地方税法の改正による各条文の文言整理及び様式の文言整理、項ずれ等の整理を行っており、それ以外については新旧対照表で説明いたします。

恐れ入ります。17ページをお願いいたします。

61条の2では、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の導入、割合を定める規定の整備。

次のページ、18ページをお願いいたします。

63条の2では、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて保稅方法の申し出について規定をしております。

次の20ページをお願いいたします。次の次。

第74条の2の関係では、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例を適用する規定の整備を行っております。

26ページをお願いいたします。

附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例経過について、適用期限を2年延長する規定の整備と所要の整備を講ずるための改正でございます。

恐れ入りますが10ページに戻っていただきまして、附則第1条で施行期日は、条例は平成29年4月1日から、規定につきましては、第1号附則、第5条の規定は公布の日から、第2号附則、第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定は、平成31年1月1日から、第3号附則、第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日からとなっております。

今回の改正内容につきまして、詳細につきましては委員会で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者にかかわる保険税軽減の拡充を行うため当該条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものです。

新旧対照表で説明いたします。37ページをお願いいたします。

改正は、第25条国民健康保険税の減額です。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前26万5,000円から改正後27万円に引き上げ、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数に乘すべき金額を改正前48万円から改正後49万円に引き上げ、低所得者の保険税軽減の拡充を図るものです。この改正により国民健康保険税の調定額は、36万円の減額を見込んでおります。

36ページに戻っていただいて、附則です。第1項で施行期日を、この条例は平成29年4月1日から施行するとし、第2項で経過措置を、改正後の条例の規定は平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までは従前の例によるとしております。

以上です。報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

日程第11. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は38ページをお願いします。

議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。

提案理由としまして、個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日から施行され、番号法が改正されたことに伴う改正になります。

内容の説明につきましては、40ページの新旧対照表をお願いいたします。

この改正は2条立てになっております。

まず、第1条関係は、須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例になります。定義第2条において、第4条情報提供等記録について「番号法第26条に準用する場合を含む」旨を追加します。第23条の2第1号では文中引用しております番号法「第28条」を法改正に伴い「第29条」とするものでございます。

41ページをお願いいたします。

第2条関係は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する条例の一部を改正する条例になります。第1条及び第5条の改正はともに番号法の改正に合わせた改正で法「第19条の第9号」を「第10号」に改めるものです。

39ページをお願いいたします。

最後の附則で、この条例は交付の日から施行し、平成29年5月30日から適用するものです。
以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。
よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は42ページをお願いします。

議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、職員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴う改正になります。

内容の説明につきましては、44ページの新旧対照表をお願いいたします。

最初の第2条の2の規定は、3月議会に新たに追加した規定で育児休業法がいうところの養育里親とする子に準ずるものを定めたものでございます。今回の改正は、人事院規則の改正に伴い引用しております児童福祉法の条番号及び里親の表記を下線部分のとおり「2項」を「1号」に、「1項」を「2号」に、「里親であって」以降の分を「養子縁組里親」にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、第3条そして次のページの第4条及び第10条は同様の改正になります。それぞれ育児休業法がいうところの特別の事情を追加するものでございます。

まず、第3条は、子どもが3歳に達するまでの育児休業の承認について。

次の項の第4条は、その再度の延長について。

第10条は、育児短時間勤務について下線部分の最後の3行部分にございますとおり、「保育所に保育の利用を希望し申し込みを行っているが当面その実施が行われないこと」を特別の事情として、それぞれ追加するものでございます。

43ページをお願いします。

最後のところの附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する

ものです。

以上のとおり、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書は46ページをお願いします。

議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。後期高齢者医療の普通徴収によって徴収する保険料の第6期12月分の納期限を、国民健康保険税の普通徴収によって徴収する保険料の第7期12月分の納期限に合わせるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表で説明します。48ページをお願いします。

第4条ですが、普通徴収に係る保険料の納期については、法の規定により市町村の条例で定めることとなっておりますが、12月の納期限が国民健康保険税と差異があるため、「12月1日から当月25日まで」に改正して合わせるものです。

47ページに戻っていただいて附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） 議案書は49ページをお願いいたします。

議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に交付され、平成29年4月1日施行とされましたことに伴いまして、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明をいたします。51ページをお願いいたします。

今回の改正は、受給資格等の確認、第8条の改正になります。現行の改正前の内容は、支給認定を受けている保護者の受給資格を確認する場合、交付された支給認定証で確認をしなければならぬとされておりました。今回の改正で、改正後になりますけれども、下線部のように「必要に応じて」という文言が加わり、支給認定証の交付が任意交付に変わりました。そのことによりまして、次の下線部になりますが、「支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知」という一文の追加によりまして、支給認定証の交付を受けていない場合には、この通知書で支給認定の有効期間等を確認することができるものとされたものでございます。

戻っていただきまして、50ページをお願いいたします。

附則で、この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 須恵町特定教育、それと保育施設、特定地域型保育事業というのを詳しく教えてください。

それと、平成26年内閣府令第44号というのをちょっと教えてください。

○議長（三角 良人） たんびたんび、委員会付託に入りましたら、そこで詳しく聞いてもらえんですかね。よろしいです。

○議員（1番 児玉 求） はい、わかりました。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号須恵町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第15 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 失礼します。私も初登壇でございます。よろしくお願いいたします。

議案書は52ページをお願いいたします。

議案第35号工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、旅石地区水路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,830万円、請負者、福岡市博多区東比恵3丁目16番14号、飯田建設株式会社、代表取締役、宮木義高、契約保証の方法、契約保証金、前払、保証事業を行う保証事業会社の保証、783万円、条件、工期、契約の効力が生じた日から、平成30年3月15日まででございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） これ、3月議会で決めた分だと思いましたが、当初で1億5,000万円というふうに予算組まれてきたんですけど、まあ、7,830万円となっておりますが、その内容と。

それと、あと下請けによその方が出されるときに、その決済はどんなふうになっておるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 平山課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 当初予算の1億5,000万円については、あくまでも予算の段階でということで、実際、入札を行いまして7,830万円、残りは執行残となります。

下請けとかいう話につきましては……。

○議長（三角 良人） 答えんでいい。

○まちづくり課長（平山 幸治） 答えなくていいと思います。

○議長（三角 良人） ほかに。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 通常1億5,000万円の予算に対しては約半分ぐらいということですが、もうちょっと詰めるといいますか、予算組むときに、やはり詰めた予算といいますか、

積算される時点でいくらかっていうのがわかると思うんですよ。当初から1億5,000万円かかるねということでありまして、だから、例えばこのぐらいの予算で、最初、予算化する前から実行したというのはやっぱり決められるべきじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（三角 良人） 甲木課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） 当初の予算より入札の価格が下がった理由でございますけども、当初予算を上げておりましたのは、あくまでも概算で上げておりました、現地を精査した結果、設計額が上がりましたそれに基づき今回入札を行いました。入札した結果が7,830万円という結果でございますので、当初上げました予算を計上したときよりも、いろんな条件がよくなりましたして安価で済んだということでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど申しましたけども、通常、私も自営業で仕事をしておるわけですが、見積もり予算をつくるときに、やはり極端に半額の値引きみたいな感じっていうか、これは町民の方もやっぱりわかられるわけですから、最初の予算が1億5,000万円になって、実際、見積もりではこんだけになりましたよというふうになると、そしたらやはり最初の段階から、積算する段階から詰められた予算を提示されるべきじゃないかと思うんです。そうすると、それはより受け入れられるといいですか、進行も早いんじゃないかなと思うんです。だから、そういう点で今後、やはり実行予算というものは、この現況に合わせたもんっていうか、それに近いもんで出していくべきじゃないかというふうに思います。

○議長（三角 良人） 平松副町長。

○副町長（平松 秀一） 担当課長の説明が若干不足しているかと思っておりますけども、1億5,000万円の中には、発生するかもしれない部分、今回工事をやった段階で、今現在、発注している工事については本体工事でございます。これを掘削した段階で路盤の部分において底盤の補強工事とか、そういったものまで今回の予算には計上させていただいて予算を審議してもらっております。今現在、今回、入札をした段階では、その補強工事関係が当初計画しとった部分、議会のほうでも説明したかと思っておりますけども、担当委員会で説明したかと思っておりますけども、その部分が計上した部分が要するにいらないかもしれないということで、今回その部分を入札の価格には入っていないということです。おわかりになります。一番最初に審議したときは、担当委員会のほうでそのあたりは説明していると思います。以上です。

ですから、今回、安価に終わっているということです。だから、ちょっと言葉足りませんが、井で1億5,000万円上げて、実際設計やって落札したら業者さんが半額でよかったとい

う話ではございません。そういうことです。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） それは、私はわかります。相談していますから、それはわかるんですけど、これ、水路してまた盛り土するというので、今度、まずは盛り土のほうにもお金がかかるというふうに、それはまた後で予算化するというふうなお話だったんですね。だから、私が言わんとすることは、もうちょっと詰めたところの予算をやはり出すべきじゃないかというふうに思うんですよ。だから、その部分だけです。

以上です。

○議長（三角 良人） 予算審査特別委員会でもこれは十分に高過ぎるいう話ししよったでしょうがね。

○議員（1番 児玉 求） ええ。

○議長（三角 良人） ね。せやけそれにまた精査したんじゃないかと思えますけど、また今度、委員会に付託しますんで、それから委員長の報告あると思えますんで、それでよかですかね。

○議員（1番 児玉 求） はい、わかりました。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 私、委員長で私に答弁するとなっておりますけども、3月議会におきまして現地調査したときに、土の盛りの高さの件で、これだけの耐久性のいる土管というか、いるから高くなると、一般の何倍かということの説明と、その下の改良材、調査によってはその下の地盤を改良する可能性があるから、これだけの金額を見ているという説明があったと思いますので、そこら辺を考慮していただきたいと。だから、安くなるほうは結構なことでございます。そこら辺を理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。これで質疑を終結します。よって議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第16、議案第36号

○議長（三角 良人） 次に、日程第16、議案第36号ですが、本案は地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、議長を副議長と交代いたします。よろしく願います。

今村副議長、議長席へ登壇ください。

〔議長退場〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（今村 桂子） 三角議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行います。

議案第36号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第36号でございますが、須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

この会合は年に1回程度行っておるような会議でございますが、通常的には1期3年の2期ということで、2期をお願いしておるところでございます。その指名の稲永幸子氏が1期目の任期満了になるわけでございます。そのことによって、2期目も再任したいということでございますので、提案をさせていただきます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員に下記の者を選任したいので、地方税法法律第225号第423条3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石886番地の8、氏名、稲永幸子、生年月日、昭和26年12月19日、任期が平成29年7月1日から平成32年6月30日までとなるものでございます。固定資産評価委員の任期が29年6月30日をもって任期満了となるために再任をお願いするものでございます。経歴については、次のページ、54ページに載せておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（今村 桂子） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（今村 桂子） 異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（今村 桂子） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

ここで、議長を三角議長と交代します。

〔議長入場〕

〔副議長議席へ着席〕

○議長（三角 良人） 議案第37号から議案第45号については、先ほど申しあげましたように、それぞれ関連議案でありますので一括議題とします。

日程第17. 議案第37号

日程第18. 議案第38号

日程第19. 議案第39号

日程第20. 議案第40号

日程第21. 議案第41号

日程第22. 議案第42号

日程第23. 議案第43号

日程第24. 議案第44号

日程第25. 議案第45号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第18、議案第38号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第19、議案第39号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第20、議案第40号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第21、議案第41号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第22、議案第42号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第23、議案第43号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第24、議案第44号須恵町農業委員会委員の任命について。日程第25、議案第45号須恵町農業委員会委員の任命について。以上9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第37号からでございますが、この提案につきましては、昨年、農業委員会法が改正になりまして、選挙によって選挙人名簿を作成し選挙を行っておったわけですが、改正が議会の同意をとることになりましたので、今回、全農業委員さんが任期が満了するために、今回、全員、新しい法律によって同意を求めるものでございます。

この法律というのは、3つの重点的な問題があるわけでございまして、過半数は認定農業者を選ばなければならない。それから、中立の立場の委員を必ず入れなければならない。それと、若年者、青年あるいは女性を入れる、これは努力目標になるわけでございますので、それらを鑑みまして推薦をしたわけでございます。

議案の37号、まず、吉松正幸氏でございますが、糟屋郡須恵町大字須恵638番地、氏名、吉松正幸、生年月日、昭和23年2月21日、任期は9名とも、平成29年7月20日から平成

32年7月19日でございます。

提案理由としましては、先ほど申し上げたとおりでございます。経歴については、任命についての後に経歴書を各委員ともつけておりますので、参照していただきたいというふうに思っております。

議案第38号でございます。湯下 隆氏でございますが、住所、糟屋郡須恵町大字新原404番地、湯下 隆、生年月日、昭和23年10月14日でございます。

続きまして、今泉國次氏でございますが、糟屋郡須恵町大字上須恵304番地、氏名、今泉國次、生年月日、昭和20年1月4日生まれでございます。

次に、議案第40号でございます。今泉増雄氏でございますが、糟屋郡須恵町大字植木369番地、氏名、今泉増雄、生年月日、昭和23年2月4日でございます。

続きまして、議案第41号でございます。長野和之氏ですが、住所、糟屋郡須恵町大字佐谷1682番地、氏名、長野和之、生年月日、昭和22年7月13日生まれでございます。

次に、稲永 計氏ですが、議案第42号、住所、糟屋郡須恵町大字植木1679番地、氏名、稲永 計、生年月日、昭和20年6月12日でございます。

続きまして、三角光春氏です。議案第43号、住所、糟屋郡須恵町大字旅石730番地、氏名、三角光春、生年月日、昭和23年2月26日生まれでございます。

続きまして、議案第44号、住所、糟屋郡須恵町大字植木341番地、氏名、今泉守正、生年月日、昭和26年11月30日でございます。この方は再任でございます。

続きまして、議案第45号、住所、糟屋郡須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信治、生年月日、昭和56年11月28日、この方は丸山信幸氏の息子さんでございます。司法書士であります。だから、中立的な立場と青年層という形から推薦を行っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 一番最後の45号でございます。丸山信治さん、私もよう知ってまして、賛成はするところでございますが、ただ、執行部にちょっとお聞きしたいのが、私も現農業委員でございますけども、審査審議するとき74ページに職歴載っておりますけども、丸山法務総合事務所が図面を作成して審査審議するってあるんですね。そのときに差し支えないのか、そのときどう対処するのかをちょっと御説明ください。

○議長（三角 良人） 誰か手を挙げて。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） 今回の指名でございます。そして今言われました審査でございますが、申請者が丸山事務所であれば、退席になるかと思いますが、図面等につきましては、それ

なりの資格を持った人じゃないと図面は書けませんので、その訂正については、ここでは審議には関係が該当しないということになりますので、申請された場合は退席という形になると思います。

以上です。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し議案ごとに採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決に入ります。

まず、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第37号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第38号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第38号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第39号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第40号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第41号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第42号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第42号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第43号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第43号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第44号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第45号須恵町農業委員会委員の任命について、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第45号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第26、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は75ページをお願いします。

議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の1ページをお願いします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算

の補正第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,099万6,000円とするものです。補正の款項の区分及び金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によります。

次に、地方債の補正第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入の主なものを御説明いたします。

13款国庫支出金3項委託金1,545万6,000円の補正。これは、町長諸報告にもございました業務改革モデルプロジェクト事業に係る委託金でございます。

20款1項町債は2,540万円の補正。これは、第2表地方債補正で申し上げます。

3ページをお願いします。

歳出の主な補正を申し上げます。

2款1項総務管理費2,464万1,000円の補正。主なものは、先ほど歳入で申しました業務改革モデルプロジェクト事業費が1,545万6,000円です。これは、民間企業の協力のもと業務改革をモデル的に取り組む事業の提案を全国の自治体から総務省が募集していたもので、今回、本町の提案した事業が採択されております。先ほども町長が申されましたが、ちなみに今年度は全国で6市1町の事業が採択されております。

次に、9款1項消防費1,500万円の補正です。これは、城山防災会館に係ります増額補正でございます。6月早々の補正でございますが、その詳細につきましては、委員会等におきまして総務課のほうから説明させていただきたいと思っております。

次に、10款2項及び3項では、前年度末に株式会社PMT様から御寄附を受けました50万円を小学校、中学校、各学校の図書購入費に充てたものでございます。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

1、変更。起債の目的は、城山防災会館、仮称、建設事業債、限度額4,730万円を7,270万円へ。歳出の補正に伴い2,540万円増額するものでございます。起債の方法、ほかの変更はございません。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第46号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第27. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第27、報告第1号平成28年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 議案書は76ページをお願いします。

報告第1号平成28年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

平成28年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次の77ページをお願いいたします。

平成28年度12月議会及び3月議会で提出しておりました5件の繰越明許費の計算書でございます。

まず、2款1項事業名は地方公共団体情報システム機構負担金、金額は206万1,000円。

3款1項臨時福祉給付金給付事業1億3,303万2,108円。2項保育所等整備事業費補助金6,028万8,000円。

9款1項福岡県防災行政無線設備再整備事業費負担金353万3,000円。

最後に、10款3項須恵東中学校大規模改造事業2億4,160万円。

繰越総額は4億4,051万4,108円になります。

未収入特定財源の国・県支出金総額1億6,926万5,108円及び地方債総額2億1,010万円は、29年度に収入いたします。

一般財源総額6,114万9,000円は、28年度の収支から充当財源として繰り越しておりますが、28年度決算時には実質収支からはのぞかれることとなります。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第28. 請願

○議長（三角 良人） 日程第28、請願「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。1番、児玉求議員。

児玉議員、早く登壇せな。

○議員（1番 児玉 求） 請願をお教えいたします。

請願者、松尾 昇氏、請願者住所、須恵町大字須恵558の15であります。請願書、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請であります。

請願趣旨、平成23年度に義務教育法の改正が行われ、小学生1年生の35人以下学級が実現いたしました。同時に改正条文の附則では小学2年生から中学3年生までの学級編制標準の順次改定を検討することが明記されましたが、現在、実現がなかなかできておりません。

そうしまして、一つ、憲法でいう教育の義務教育機会均等のため、全国……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、ちょっと待って、鳴り終わるまで。昼食の時間となっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと繰り返します。

憲法でいう教育の機会均等のため、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるべく義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を大幅に拡充することです。35人以下の学級について小学校1年生、2年生とついて35人以下学級の拡充の予算措置がとられておりません。日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数が多くなっております。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級人数を引き下げる必要があります。社会状況等の変化で学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要であり、また新学習指導要領により授業実数や指導内容が増加しております。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応も課題となっております。いじめ、不登校など追加指導の課題もあります。こうしたことへの解決に向けて少人数学級の計画的定数改善が必要となっております。

文部科学省が平成22年に実施した今後の学級編成及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小中高校の学級規模として6割以上の方々が26人から30人以下の学級が望ましいという意見を上げております。これは、国民も30人以下学級を望んでいるということは明らかであります。国の施策として、財源保証すべき必要があります。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規職員もふえております。須恵町もそのとおりであります。子どもの学ぶ意欲を主体的な取り組みを引き出す教育の役割は、国策として重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

以上の観点から、2018年度の政府予算編成実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基

づき、意見書を提出していただきたいという請願であります。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） もう昼過ぎましたが、いましばらく、させていただきたいと思えます。

ただいまの児玉議員の紹介でありましたが、見ていると私も先ほどの旅石地区水路の件、一言だけちょっと言いたくなったんで、予算との乖離が大きいという部分があったんですが、ここ、問題にしているようですが、安くなっているんで、これ、職員をむしろ褒めるべきではなかろうかと。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと、議長。

（「いい、いい、もう」の声あり）

○議長（三角 良人） 質疑に入って。

○議員（6番 田ノ上 真） じゃあ、質疑に入りましょうかね。

ただいまの議題は、委員会付託に向けて進行しているものだと思いますが、私としては、既にこの案件、議論が尽くされていると。そういう議案だと思いますので、委員会の付託には異議がございません。その上で、本案の内容よりも経緯について不審があるので、ここで質疑をさせていただきます。

執行部、また傍聴の方には、知らない方もいらっしゃると思いますので、手短かに説明をいたします。

本請願については、昨年12月の定例会に意見書として提出されたものを全員協議会において審査し、不採択の結論が出ています。その理由は、35人学級の実現については、須恵町は既にほぼ実現しているので、国に求める内容ではないということからでございました。ただし、論点を分けて義務教育費の国庫負担拡充に絞るなら議論できるという附帯決議のような意見が出て、全員が了承したというものです。このことは、紹介議員はよくわかっているはずでございまして、児玉さん。

しかしながら、今回また先ほどの発言を伺っておりますと、また内容を変えずに提出されております。タイトルだけ35人学級の文言を削る変更をしているものであります。これは、あざといと言えまいか。

○議長（三角 良人） ちょっと待って、質問にして。

○議員（6番 田ノ上 真） はい。いや、質問です。さっき言った経緯のことを今、言っておりますので、それはしょうがないです。

執行部の方、よくわかっていない方もいらっしゃると思いますので、その分を今、言っており

ます。

まさか、タイトルを変えれば中身が違って見えるなどと考えたわけではないと思いますが、大変不可解でありまして、全協での約束を破るものでございます。全員協議会の決議を無視することは、議会軽視であり、全協においてアドバイスした我々同僚議員に対しても失礼きわまりないと思います。なぜ、なぜ、全員協議会の決議に反する形で本請願を紹介しているものか伺いたいものでございます。

もう1点、紹介議員は本請願を提出するに当たり、ほかにも紹介議員を得ようと依頼に訪ねたり電話をかけたりしております。その際、訪ねた先で長時間粘ったものの、依頼が不調に終わり、「ああ、おもしろくない、帰る」と言い残し立ち去ったと聞いております。これは、御自身の議会活動の一環として、本6月議会の準備のために訪問されたもので、議員の身分で行動したのには違いない。にもかかわらず、多数の賛同を取らねばならないときに理解に苦しむ行動でございます。なぜ、このような、議員としても一社会人としても無礼きわまる発言をしたものか、その真意を伺いたいものでございます。

以上2点、お願いいたします。

○議長（三角 良人） 児玉議員、わかります。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） まず、合屋議員のところに賛成者としてお願いに行きましたが、「おもしろくない」とかそういう言動を発した覚えは全くありません。感謝はするにしても、そういう失礼なことを私はいたしません。それは、どこでお聞きになりましたか、そういうお話を。それと、先般、3月、12月議会で、これは、少人数学級は須恵町はやっている、38人で35人以上なってもやっている、少人数学級については反対だと。しかし、義務教育費に国庫負担については賛成だというお話なんですよ。これはどういうことかという、義務教育費国庫負担の予算は何のためにあるのかというのは、それはやっぱり教職の費用とか建物とかそういうところにやっぱり使われるわけでありまして、そして、これは35人に限定するものじゃなくて、世界の中でOECDの中でも26人から30人が世界の趨勢になっておるんですよ。そして、須恵町は県の委嘱を受けて子どものためにやっておるわけですよ。教育委員会も少人数学級については評価できると、全国的に校長会も言っとるわけですよ。予算をふやさんと国の予算をふやしてくださいということを言っているわけですから、もちろん、少人数もそうなんですよ。なしてみんなが子どものためになるのに反対するかと、文教の委員長がもうおかしな話ですよ。（「議長」の声あり）

○議長（三角 良人） 須恵町の現状をあなたわかっています。

○議員（1番 児玉 求） いや、そりゃわかっていますよ。

○議長（三角 良人） 説明して。

- 議員（1番 児玉 求） 私が言わんとすることは。
- 議長（三角 良人） いや、説明して。
- 議員（1番 児玉 求） 小学校2年生までが35、いや3年生。
- 議長（三角 良人） 須恵町の現状を把握しているかどうか聞いています。
- 議員（1番 児玉 求） 何のですか、現状は。クラスのことですか。その現状は何を言わんとする……。
- 議長（三角 良人） 委員長、説明してやらんな。
- 文教厚生委員長（田ノ上 真） 須恵町においては、ほぼ35人学級は達成しております。
- 議長（三角 良人） それだけやなくて。補助職員とか何かつけてからしよるでしょ今。
- 文教厚生委員長（田ノ上 真） 補助職員もつけて、ちゃんと適切にやっております。
- 議員（1番 児玉 求） だから、さっき言ったでしょ、私が。35人学級にはこだわらないと、世界の趨勢が26から30人、子どもが教育委員会も人数が少なくなれば今後また……。
- 議員（6番 田ノ上 真） 児玉さん、質疑に答えて。私は質疑を出していますので、あなた、質疑に答えてください。
- 議員（1番 児玉 求） ふやすという中において、いかにして人数を減らせれば、それだけ先生もやりやすくなっておるわけですよ。なるんですよ。今度……。
- 議長（三角 良人） それはもう。さっき、12月議会において35人学級と教育費の補助の問題は別にして提案せんですかとかありましたよね。それほどのように返事します。答えは。
- 議員（1番 児玉 求） これは、先ほど申しましたように、義務教育費の国庫負担というのは、いわゆる教職の教養等を含めて関連しとるわけですよ。だから、予算をふやせと、教職員はふやさんけど教育のために国の予算をふやせと、そういうのはありえんわけですよ、一緒に。私がお話ししたいのは……。
- 議長（三角 良人） もう、いい。ほかに質疑。
- 議員（1番 児玉 求） じゃ、ほかの人に聞きましょうや。
- 議員（6番 田ノ上 真） 答えたことになっていせんが、今の話を聞きますと、じゃあ、35人学級と義務教育費の国庫負担の拡充というのは不可分であるというような説のように伺いました。じゃあ、なぜ、タイトルだけ変えるんですか、おかしいじゃないですか。
- 議長（三角 良人） 児玉議員。
- 議員（1番 児玉 求） これ、変えました。要するに、やはり国が教育費の予算をですよ、これは福岡県もそうなんですけど、非常に下から2番目ぐらいに予算は……。
- 議員（6番 田ノ上 真） 簡潔に答えて。
- 議員（1番 児玉 求） 使っていないですよ。

○議員（6番 田ノ上 真） 演説はいいですから簡潔に。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと静かにして。

○議員（6番 田ノ上 真） 聞いたのは私。

○議員（1番 児玉 求） だから、国の予算をふやせという趣旨は、それは当然もちろんあるんですよ。だからまあ、少人数とリンクしておるわけですが、やはり国の予算をふやせちゅうのは、みんな、議会、町長も教育長もそうじゃないんですか。町長とか教育長の御意見を聞きたいですよ。（「言いましょうか」の声あり）言ってください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） あなたに対して批判があっているのは、35人学級といわゆる教育費の補助金を分けて、そりゃ補助金はもらったほうがいいですよ、町にとっては。だから、そこはみんな賛成できると。35人学級というのは、もう須恵町ではTTを入れるとかそういうことで39人とか38人とかクラスが多いところは、TTを入れたりして実質は35人学級が成り立っている。その分についても国が補助せれとかってというような言い方ならわかるわけですよ、みんなは。

何か大きな大風呂敷を広げてGDPがどうだこうだとかそういう問題じゃないでしょ。あなたは須恵町の議員ですから、須恵町のことについてこうだからこうしてほしいと、そのために国の援助が欲しいというふうな言い方ならば、みんな議員さんは賛成しますよ。言っていることは間違っていない。私もあなたには、あなたが言う国の補助金制度っていうのは認めますよ。取ってほしいと思いますよ。でも、大風呂敷を広げてそういう、じゃ、入ってくるのは国にそれだけの予算があるか、たったそれだけするだけでも何兆円ってかかる。何兆円の原資はどうするんですか。そこも一緒に答えてもらわないと、そうなれば、みんな認めないわけですよ。そうやってほしいと思うけど、財政的には許されんだろうなというのがみんなの気持ちだろうというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 児玉議員。簡潔に。

○議員（1番 児玉 求） 町長の言われたこともよくわかります。確かに須恵町はということですが、これは全国の各自治体もやはり進めていることなんですよ。やっぱり全国の校長会もそうだし、教育委員会もやっていると、だから須恵町だけが達成しているからいいちゅう問題じゃなくて、全国的な地方自治体がやはり国に要請して予算を出せということですから、何ら私はそんなに反対されるような覚えはないとですよ、党派を超えて教育、そして例えば志免町なんかは……。 （「議長、採決を」の声あり）

○議長（三角 良人） 待て待て。

○議員（1番 児玉 求） 子どものためにということで、やっぱり議員の皆さんは考えていた

できればと思っております。

○議長（三角 良人） ほかに質疑。三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 12月の委員会で言ったやん、予算と35人と分けてやる。片一方はみんな国が要求するのは賛成ですって、そこだけなら我々もそりゃ賛成しますよ。しかし、いろいろ何もかんもまぜられたら賛成しかねるね。

○議長（三角 良人） ちょっと、討論のごとなりよる。ちょっと待って。ほかに質疑。——これにて質疑を終結します。

お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（三角 良人） 本請願については、会議規則第86条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することに御賛成の方は起立願います。（「承諾やろ」の声あり）省略する。（「省略ですか」の声あり）（「承諾でしょ」の声あり）省略。委員会付託にしないということです。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、本請願は委員会付託を省略し、本日、採決することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。先ほど出たな討論は。よって、本請願について採決に入ります。本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、請願「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

昼食休憩後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月13日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時19分散会

平成29年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成29年6月13日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成29年6月13日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	12番	三上 政義
13番	柴田 真人	14番	今村 桂子
15番	三角 良人		

欠席議員(1名)

11番 原野 敏彦

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	総務課理事	満行 誠
上下水道課理事	石井 浩二	健康福祉課理事	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
健康福祉課長	長澤 義一	都市整備課長	甲木 圭二
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課長補佐	諸石 豊	監査委員	百田 清二

午前9時00分開議

- 議長（三角 良人） おはようございます。本日も大勢の傍聴の方が見えておられます。質疑・応答はめり張りがあり、傍聴者にもわかるように、質問者もよろしく願いますよ。
- これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

- 議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。5番、三角栄重議員。

- 議員（5番 三角 栄重） 議員番号5番、三角栄重でございます。

最初に、須恵町の町道に、歩道にある街路樹の撤去について御質問いたしたいと思います。

前々回ぐらいに、田ノ上議員が質問の一部でそういう街路樹、それから縁石、歩道についての質問がございましたけど、非常に須恵町としては歩きにくい歩道がございまして、その中に木が大きく、植えた当時はそうでもなかったんでしょうけど、大きく広がって、木の周りにも十分太くなっておりますので、これから、いわゆる歩行者にとって歩きにくい状態になっております。

特に、車道と歩道の縁石が、大体15センチぐらいの高さでございまして、その中で街路樹の幅が1メートル弱でございます。その中に歩道の真ん中に街路樹が植わっております。それを、できることならば撤去していただきたいという要望というか、お願いでございます。

個人的なあれですけど、城山区あたりの総会で、そういうことは、特に、街路樹になったところで骨折とか、けがをしたとか、そういう事例が何件か上がっておりますので、総会の席上で、この部分は撤去していただきたい。特に、住宅じゃない反対側の歩道ですね。両側に歩道がございまして、その住宅側は意外と歩道の端のほうに植わっておりますけど、片一方は真ん中に植わっておりますので、非常に歩きにくいし、乳母車なんかは車道に出て、また、歩道に上るという形を取らざるを得ないような状態になっておりますので、できるだけ早急にしていただきたいということが1点でございます。

それから、皆さんが言われることは、とにかく、恐らく住民の方の大部分が全部、総会で、席上で街路樹の撤去を決めたわけですけど、恐らく役場あたりに対しては、なぜ木を切るかとか、なぜそういうことをするかという疑問点が出てくるだろうと思いますけど、区としてはその街路樹を切っていただきたいというお願いがあります。

当然、木を切りますと歩道がでこぼこになりますので、その歩道のほうもきれいにしていきたい。これは町全体の歩道に対しても言えることだと思いますけど、いわゆる住宅の車の出入れするところ。それが全部斜めになってますし、それから、大体歩道そのものが、大体斜めになっている部分が多ございますので、そこら辺を考慮していただきまして、街路樹の撤去。

町の予算の関係がございましょうし、いろいろな形で予算計上とかできる時点で結構でございますので、そういう形で、年度ごとにお願ひしたいというふうに考えております。

それから、2番目の西鉄バスの天神行きのバスの減についてですけど、特に高齢者が非常に多くなりまして、免許の返納とか、そういうのがいろいろありまして、皆さん市内に出る場合は、恐らくバスが交通手段の足だと思ひます。

ところが、今度、4月ぐらいから天神行きのバスの時間が非常に少なくなりまして、イオンどまりで行って、イオンから、例えば20分か30分待って、天神行きのほうに乗って行くという形態が非常にふえまして、バスの便そのものも大体少なくなっています。

片一方で、天神に行く場合には、空港行きで行って、それから地下鉄乗って天神に行く経路もありますけど、住民の方々は1本のバスで天神まで行きたいというのが希望だろうと思ひますし、これは何も城山だけじゃなくて、須恵であろうが、甲植木、乙植木あたりも、やっぱり同じような条件になると思ひます。

これは私企業ですので、こっちがとやかく言ってバスの路線が元に戻るかという、そういうことはないと思ひますけど、行政側の希望としては、天神行きのバス、いわゆる今まで通りのイオン経由の天神行きのやつが、非常に多かったと思ひますけど、それをできたらふやしてもらいたいという希望が大変多くなりまして、ここで一般質問さしてもらっております。

これから先の老後と言ひますか、年寄りかふえる場合が多くなりますので、限界地区じゃございませぬけど、年寄りの非常にふえた状態の中で、交通手段としてもバス1本だろうと思ひます。まず、須恵駅に行くまでの時間的な問題がありますし、そういう点を考えて、できることならバスを復活してもらえれば一番ありがたいことなんですけど、それはなかなか行政としては言ひにくいだろうけど、言う機会がございまして、そこを頭に入れて、できるだけふやしてくださいというふうなお願ひをしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

答弁のほう、よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） おはようございませぬ。初めての答弁、また、トップバッターということで、大変緊張してございませぬがよろしくお願ひします。

それでは、1問目の御質問についてお答えをいたします。

初めに、議員、仰せのとおり、同様な御質問が平成27年6月議会においても出されてあり、回答が重複する部分もあるかと思ひますが、御了承よろしくお願ひします。

城山区内にある街路樹、イチョウの木ですが、町道城山・新原線の歩道内に植わっており、樹齢が40年以上、直径20センチから50センチほどあり、街路樹の成長とともに根も太く成長して、舗装面を持ち上げる、いわゆる根上がりという現象を起こして、歩行者の通行の妨げにな

っております。また、枝葉も電線に接触するなどの支障が出ている状況でございます。

そこで、平成27年度に城山区、須恵区と協議をいたしまして、町道の歩道にある街路樹19本のうち、萱野バス停付近の6本を昨年度撤去いたしました。残りの街路樹につきましても、本年度6本、平成30年度に5本を撤去する計画を立てております。

既に、本年度撤去予定の6本については作業を発注しており、現在、作業中であります。また、帰りに見られればわかると思いますけども、場所は城山区の2丁目付近、須恵区との行政境でございます。ちなみに、議員の配付資料の中にあるこの写真の部分は、平成30年度に着手する予定でございます。

撤去した木は、町の林務作業場へ持ち込み、イチョウの木ですから、まないた木工品として加工をして、つつじ祭りや庁舎内で販売し、リサイクル化をしております。

続きまして、御質問要旨の2の歩道の凹凸の修繕でございますが、木を撤去するに当たり、伐根と言いまして、根をある程度の深さまで掘削して取り除きますので、撤去後は舗装の復旧もいたします。それにより、現状のような波状の凹凸、でこぼこの解消はされることとなります。

連続する城山バス停から西側の県道志免・須恵線にある18本の街路樹についても、道路管理者である福岡県と協議を済ませており、地域の皆様の同意を得て要望を上げていただけると、段階的に町道と同様の対応を行っていくとの県の回答も得ております。

歩道の整備につきましては、城山区に限らず町全体においても、平成25年3月議会におきまして、町道の高齢者・障害者等の移動の円滑化のための構造基準について条例を定めておりますので、この条例に沿って計画を立て、実施していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、2問目を中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、課長のほうから説明をいたしましたように、城山が開発されたころというのは、町道には歩道をつけるということではありませんでしたので、1メートル足らずの歩道をつけて、そこに街路樹を植えたということでございまして、まず、地域の人たちが、安全の面を一番に考えるということが大事でございますので、木を切るということは、自然教育林等に言わせると切っちゃあならんというような状況はありますが、町のスタンスとしては、住民の安全・安心を第一義に考えておるということで、今、計画的に伐採を行っておるということでございます。

今は、道路構造令で、幅員が3メートルぐらいになっておりますので、街路樹を植えたって、そう抵抗がないわけでございますので、要望に応えたいというふうに思っております。

それじゃあ、2番目の西鉄バスの増便についてということでございますので、お答えをしたいと思います。今、須恵町には系統番号で3番とか、5番、それから36番。36番というのが、

我々子どものころから歌にもあります。「36番のバスに乗りて」というような歌まで歌っておった、青年時代にですね。

そういう状況でございますが、新しく5番とか3番とか系統ができたわけでございますが、城山はまだいいほうでございますが、乙植木になりますと、1時間に1本。それも午前中の通勤状態のところには3本か4本ぐらいしか来ないという状況でございますが、志免・須恵線ができて、城山からまっすぐ行く。イオンで乗り継ぎを行うわけでございます。

それは、西鉄に言わせますと、天神に100路線ぐらい西鉄があるわけでございますが、そのまま全部の路線が市内まで入って行くと、車が輻輳するということから、そこで乗りかえて市内に入っていく便を減らそうということで、道路の渋滞緩和を行うというのが大義名分でございますが、要は、議員が質問の中でも言っておられましたけれども、行政がやる仕事と違って、私企業でございますので利益を追求するわけでございます。

いろいろ田舎のほうは赤字路線であるわけでございますので、一つは赤字路線をある部分から持ってきて、そこで基地をつくって、その基地から市内に運ぼうという。だから、イオンができたもんだから、イオンがちょうどその基地になっておるところであって、須恵線が非常に便数が少なくなってきたおる。

私も、同じようなことを思っておるわけですがけれども、西鉄のその状況は、赤字路線を解消するというのが一番だろうというふうに。表向きは渋滞緩和というのがあることと思うわけでございますが。

それで、町内を走っておるコミュニティバスと、これと連結を何とかさせたいということでございますが、西鉄バスによりますと、西鉄バスのバス停まで運んでくるということは何も言われないわけですが、須恵中央駅とか、須恵駅とかに、その連結をさせると余りいい顔はされないわけでございます。

車で運ぶということになりますと、あまりよろしくないというようなことございまして、本町では、地域公共交通利用会議というのを持っておりますが、西鉄とか、JRの人たちも入って会議を開いておりますので、その中で十分な要望はできるわけでございますけれども、なかなかそういう大義名分のところと会社の方針というところで難しいというふうなことございまして。

系統番号の36番があればですけども、新原から向こうに、井尻線を通っていったる5番系統とか、あるいは城山から抜けてイオンまでが3番系統とかいうふうなことございまして、全体的な便数も確かに減っております。

便数を減らすということで、また、乗り手が減ると。乗り手が減るから、また、便数を減らすと。そういうふうなことになるのか、それでも便数をふやして便利性をやって、そして、西鉄バスに乗せるというふうな会社の方針を取られればどうかということですが、近々の赤字路線、そ

れから運転手不足とか、そういうふうなことを言われますので、なかなか私どもが思っていることには聞き入れてくれないというのが実態でございます。

佐谷から新生経由でイオンモールのほうに入っていく。だったらその1路線をふやしてほしいということだけでも、300万円私どもが西鉄に補助金を出して、その路線を確保しておると。西鉄のほうからは、須恵町全体のバス路線の確保のために300万円という話でございますが、そういうことでございまして。

そして、よその町のこと言うのであれば、以前、古賀市が、それならということで、ある程度西鉄と激しい論争があったんだろうというふうに思うわけでございますが、西鉄のほうは、全部撤去してしまったわけでございまして、数千万円を出して、今、古賀の中を西鉄バスが通っておるといような状況があるわけでございます。

いずれにいたしましても、質問者と私も同じ意見でございますので、西鉄のほうにはそういうことがあっても、何とか地域の人たちの足を確保してほしいと。それと合わせて、私どものほうとしてやるならば、行政のほうでバスの利用をしていただきたいというふうなことも合わせて、町民にコマーシャルをしながらやっていかなければ、路線廃止につながっていくのではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 今の答弁で結構でございます。

希望としては、いろんな行政のやり方がございましょうけど、住民の希望としては、できるだけけふやしてほしい。そして、街路樹の件についても、できるだけ早く撤去してほしい。

それを希望して、質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子でございます。通告に従いまして、2問の質問をさせていただきます。

1問目は、雑誌破損の現状、雑誌スポンサー制度導入についての質問でございます。

最近、図書館で記念誌などの一部が切り取られるというような事件が数件発生いたしまして、テレビ等でニュースとして報道をされております。須恵町でも、以前、本の盗難などがあり、監視カメラの設置などの検討がされたと聞いております。

最近の須恵町における図書館の本などの破損状況、また、盗難の状況、監視カメラ設置などの対策はどのようになっておりますでしょうか。現状についてお答えください。

また、今年度はオープンイノベーションセンター建設やオープンにより、町内企業に対する経

営効率向上の支援などを行い、経済の活性化を推進する計画です。企業とのつながりが、さらに強くなってくると思います。

近年、毎年でございますが、企業のPMTさんから寄附をいただいております。小中学校に本を購入させていただいております。須恵町の図書館においても、法人や企業が、雑誌棚や雑誌カバーに広告を掲載し、雑誌購入代金などを負担する雑誌スポンサー制度を導入してはどうか。雑誌スポンサー制度についてのお考えをお答えください。

2問目は、観光ボランティアの育成・活用についてお尋ねをいたします。

現在、学芸員の山下さんが、コミュニティなど団体からの依頼で、須恵町の遺跡などを巡るイベントなどの対応をいただいております。

また、先日、文教厚生委員会で視察をさせていただいた歴史資料館や図書館においても、資料の説明をしていただくことで、より充実した資料館や図書館の利用ができました。済いません、美術館の利用ができました。

10年ほど前には、生涯学習講座「まなびっく」で歴史講座などが開催されていまして。また、今年度は、新しく発見須恵町の歴史と文化の教養講座が、週2回、10回で開講される予定で、先月、「まなびっく」で募集がされておりました。

そこで、歴史講座などを開催したのち、受講をされた方々の中の希望者に、観光ボランティア養成講座などを開催し、観光ボランティアとして活動していただけるような取り組みはできないでしょうか。退職後や高齢者の方でも、歴史の好きな方や史跡ボランティア活動を希望される方もおられると思います。

現在、歴史資料館は臨時職員の女性の方が1人で対応をされております。1人では何かあった時の対応が難しいと思います。また、週3日が休館ですが、観光ボランティアガイドの活用によって、2人の時間がふえますので、何かあった時の対応もできるのではと思っています。

また、観光ボランティアの方が案内や説明をしていただくことにより、歴史資料館の利用者もふえると思いますし、いずれは開館日数をふやすことにもつながるのではないかと考えております。

また、須恵町の遺跡などを巡るイベントなどの対応など、ボランティアガイドの方々をお願いできるのではないかとと思います。

観光ボランティアの育成・活用についてお答えをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） まず、図書館の件でございますが、結論から申しますと、本町では、図書館の書物が破損をされたりとか、盗難とか、現在のところあっておりません。言うのは、そういったものについては閉架図書に、要するに公開の図書じゃなくて閉架図書のほうに入れておりま

すので、見たいという方は、事務所のほうに申し出て借りるということでございますので、そういったことは起こっておりません。

また、ビデオ等でそういうものを調べろうとか、そういう問題が起こった時には対応しようということでございますが、現在、起こっておりませんし、プライバシー等の関係もございまして、いわば図書館には余りなじまないのではないかなというのが現状でございまして、人の目視によって、現在、注意を払っておるところでございまして。

あと1時間おきに、書架とか整理のために職員が入りますし、そのときにもずっと見ながらやっておりますので、問題はないというふうに思っております。

次に、雑誌スポンサー制度でございまして、この制度につきましては、企業側の広告メリット、あるいは貢献活動等によって、図書館のほうも購入費用が安く上がるということで、非常にメリットはあると思うわけでございますが、ただ、デメリットとしては、要するにスポンサー契約数の維持が難しいと。それで、継続的な定期購入というものができにくいということで、近隣の図書館では、そういったスポンサー契約はやっておりません。

スポンサー契約が、できればずっと継続してできれば一番いいことなんですけれども、今のところそういうことではないわけでございますので、定期購入を妨げるという点からスポンサー契約を行っておりませんが、図書館協議会というのが、昨年できましたので、図書館協議会のほうにその話を持って行って、須恵町ではどのようにするのかということを検討させたいというふうに思っております。

次に、観光ボランティアの育成でございまして、先ほど、質問の中でいろいろと言われましたように、社会教育課の学芸員の山下君のほうで講座を開いておるわけでございます。大体、毎年、20名弱の方たちが受講をされております。

受講者にそういう観光ボランティア、今度、その人たちがボランティアになって、町民あるいは町外の方たちに広めると、教えてやるということはどうですかというふうなことを言っておりますが、話を聞くことは聞けるけども、説明まではできないというのが現実でございまして。

しゃべりがうまいとか、そういう人たちであればできるんでしょうが。だから、今度は観光ボランティアを養成する講座を募集してみたらどうかと。そこで、1人も出ないということであれば、ここまで持っていくというのは非常に難しいのかなあというふうに思っておるところでございまして。その講座にしても、講座を開くといった場合でも、須恵町に文化施設とか、文化遺産とかそういうものが少ないわけでございまして、それを渡ってずっと行く。そこには食事をする所とか、トイレ休憩の所とか、そういったものが要るわけでございまして、町内にそういった整いができておりませんので、観光ボランティアまで導入していくというのは難しいかなと。

ただ、学芸員が、うちは1人しかおりませんので、1人に荷がかかっておりますので、その人

の荷を軽くするというのは、今の時点で一生懸命指導して、そういう仲間を募れば、自分の仕事が楽になっていくということにはつながるんでしょうが、そういったことも頭の中に入れてやっておるような状況ですが、学びたいというだけで、伝えたいところまではなかなか行っていないというのが現状でございます。

ここも、歴史民俗資料館の運営委員会というのがありますので、また、そこでも練っていただいて、質問内容をそのまま歴史民俗資料館協議会のほうに伝えまして、検討をさせたいというふうに思っております。

それと、質問の中ではちょっと言われなかったんですが、この中にはあるんですけども、開館日数をふやしてほしいというふうなことの御質問もあったようでございまして、18年度から行政改革の折に見直しを行っております。

来館者の現状を見ますと、土・日がやっぱり多いということで、土・日は開けると。そして、月曜日はもともと休館日でしたので、火・水を休館日として閉めてやっておりますが、視察等学校の学習とかで来られる場合については、その曜日であっても、それは受け入れる体制はとれておるといふふうに思っております。

この開館日数も、ふやすかふやさないかということも含めて、資料館運営協議会のほうにげたを預けたいというふうに思っておりますが、大体、年間3,130人ほどの入館者があっておるといふようなことを聞いております。月に400人ぐらいになるそうでございますが。職員の過重労働にならない程度で考えたい。

それから、今、1人で留守番といいますか、しておるといふことで、ちょっと危険性の問題とか、全然、トイレにも行けないというような状況が起こりますので、今年から館長を置いております、嘱託館長として。そこは、資料館と美術館と一緒に見ておりますので、半数は複数の体制で、半数の日は1人ということになります。そこらのネットワークはうまくできるように館長を設けさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今、お答えをいただきましたが、図書館のほうは、いろんな対策を取られてるということで、非常に須恵町の方々のマナーもいいのかなということで、安心をいたしました。

ビデオ等で撮るとどうしてもいろんなことがあるということなので、今現在、できておるので必要ないのかもしれませんが、ダミー等のカメラでも効果があるのではなかろうかと思っております。

それから、雑誌のスポンサー制度、これ財政的に、もしこれが実現できればいいなということ

で質問したところでございますが、定期購入などの雑誌のスポンサーをお願いするとか、年間を通じた雑誌のスポンサーなどがお願いできれば、継続したものになっていくのではなからうかと思っております。

また、オープンイノベーションセンターなどができますので、企業の方々にも貢献していただく観点からと言いますか、できればそういう須恵町にも何か貢献をしていただければありがたいなと思うところがございますが、この件でございますが、図書館協議会のほうで検討していただけるということでございますので、これから先の課題でもあると思っておりますので、ぜひいい方向に検討のほうをお願いしたいと思っております。

それから、観光ボランティアに関してでございますが、今、今年度募集の中では、石瀧先生のほうにお願いをしてあるようでございまして、その中で講座をされているわけでございますが、20名ほどの方が受講されているということでございます。

話が苦手な方がいらっしゃるということでございますが、講座の中で、できれば別講座でもいいんですが、町長、言われましたように、ボランティアガイド養成ということを始めの前に、歴史講座の中でも自分たちで説明するような内容のやり方をとっていただければ、自分たちで説明する楽しさもできてくるんじゃないかろうかと、やり方の方法もあるんじゃないかろうかと思ってるんですけども、そういう手法をとっていただいて、話す楽しさも味わっていただける中で、ボランティアガイドを養成していただければなと思っております。

その辺と、あとはせっき資料館とか、それから美術館とか、須恵町には施設がございますので、有効に活用していくために、これからは観光ガイドボランティアも必要かなと思っておりますのでございます。

こないだ私たちが視察に行った時も、歴史資料館の説明をしていただくだけでも、ほんとにいろんな時代の事もわかりましたし、その機具を使った須恵町の歴史というのも非常にわかりやすく説明をしてもらいまして、活用の度合いが広がると言いますか、そこにもう一遍行ってみたいなというような気持ちが湧いてきますので、まずは観光ボランティアの方は、歴史資料館の中からもいいので、まず1箇所から始めていただければいいかなと思うんですけど、その辺はいかがかなと思っております。

それと、ほんとに学芸員が1人ということで、非常に負担が重たくて、土・日のほうも日曜日とか3コミュニティのほうからの依頼のあったり、いろんな形で山下さんに負担がかかっているんで、できれば山下さんのほうで、最初だけでも資料をつくっていただければ、それを観光ボランティアの方が、最初はなれなくて読むだけでもいいので、そういうような資料がまずはあれば、誰でもできるような形でできないかなというふうに思います。

これも歴史民俗の運営協議会のほうで検討をしていただけるということなので、よろしくお願

いをしたいと思います。

それから、開館日数につきましてですが、現在は月・火・水と3日間がお休みでございまして、私も知ってる方が見に行きたいなと思ったら、ちょうど曜日的に行けない曜日だったという方が数名いらっしゃいます。

現在は、団体の方に対しては、その曜日でも開けていらっしゃるということでございます。財政的な負担の件もあって3日間の休み、休館ということになったんだろうとは思いますが、先ほどのバスじゃありませんが、開いてれば行く人も多のかな。どっちかなという方法なんでございますが、できれば開いていれば皆さんそこに集えるような形で、こちらもしやすいような努力というのが要ると思うので、観光ボランティアガイドの方が1人でもいていただいて、そこで説明でもしていただく。

そんなにお金も、よその町に行けば、何かボタン押ししたりしていろんな説明が出たりとか、大変なお金をかけている所もありますが、それじゃなくて人と人の触れ合いも楽しいことだと思いますし、できればボランティアガイドの方が1人でも、2人でもふえて、須恵町のことを語っていただくことができればと考えております。

あと、職員間のネットワークということで、資料館と美術館を嘱託の館長さんが、今は、行ったり来たりしてるということで、1人の時間も少なくなったということでございますが、この件もボランティアの方が常駐していただける。また、常駐じゃなくても、例えば何時から何時までボランティアの方がつきますよというような形でも、最初はいいのかなと思っておりますので、検討のほうをお願いをしたいと思います。

あとは、一応、町長、答えていただきました内容でいけば、質問することは、あとはもう協議会とか、検討委員会とか、そういうところに全て任せるといふことの回答でございまして、いい方向に行くように御協力のほうをお願いして、私の質問といたします。

以上です。

.....

○議長（三角 良人） 8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） おはようございます。通告番号3番、議席番号8番、猪谷繁幸です。

一般質問に入る前に、一言御礼を申し上げます。上須恵の長年の悲願でありました防災倉庫を、10日前ぐらいに設置していただきまして、ありがとうございました。今後は、区としましても防災訓練等を通して、有効に活用していきたいと思っておりますので、今後とも御指導のほう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。先ほどの今村議員とちょっと重複する部分はあるかと思っておりますけれども、御返答のほうよろしく願いしたいと思います。

私たちの住む町は、素晴らしい歴史豊かなところでもあります。江戸時代の初期には、高場という眼科医が須恵にきたことにより、高場家と田原家が医術を学び、独自の医術を磨き、明治維新まで藩医を務めた歴史もあります。

江戸時代には眼療宿場の聖地として、全国各地から眼療治療のため人が訪れ、治療するのに時間がかかることから、長期滞在が余儀なくされることとなり、必然的に宿屋ができ、眼療宿場として大変栄えたということですが、田原家の周辺にはいろいろな屋号だけは残っておりますが、歳月とともにほとんどの家が老朽化により建てかえが進み、昔の面影をしのぶことは全くないといってしまうかと思えます。ほんとに寂しい思いがします。

歴史民俗資料館には、当時、使用していた貴重な道具類が保存、管理されていますが、これだけでは不十分だと、私は思います。財政的な負担はあるかと思えますが、現存している貴重な価値のある建物の保存は、絶対に後世に引き継ぐことが必要だと思います。

現状のまま保存するというのは、家主さんの問題とか、いろいろな問題あるかとは思いますが、例えば取り壊した跡に、その分の材料を使用して50分の1とか、100分の1のスケールで保存できないものか。という方法は取れないものなんでしょうか。それとも、今後、須恵町を振り返ることに大きな資料にもなるかとも思いますので、その辺の検討方をお願いしたいと思います。

質問といたしましては、町内の歴史的建造物の保存についてお尋ねします。

2点目として、福岡城の城壁でバーチャルリアリティによる城の復元という形で、タブレットで見られるような方法がとられておりましたけども、こういう方法がとれば、先ほど町長も言われましたけども、歴史的遺産がなくなって、観光ボランティアも使うところがないような話も出ましたけども、そういう形で復元ができれば、観光ボランティアの活用も、また、そこで生まれてくるんじゃないかというような気もしますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

それから、また、今後の最終的な観光行政について、町長の答弁をよろしくお願いしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 歴史的遺産の保存についてということですが、建物については、現在、明治からの建物というのが2件ほどあるわけですが、1件は、取り壊し新たに家が建って取り壊したいという意向でございます。

取り壊す時には、それなりの調査を、学芸員のほうでやって、そして取り壊しをしていただくということですが、1件については、住宅と門ですね。それを保存したいと、その家主の方も、ある程度そのように思っておられますし、何とか保存が進めばと思っておりますが、そこを若干

改修をして、子どもさんが住みたいという希望がありまして、保存をしとこうというような話で
ございます。

歴史的、文化的価値が、じゃあその全部にあるかということ、歴史が古いと。明治時代の建物で
あったり、江戸時代の建物であったりということでございますし、また、上須恵の中で、黒門と
いうのがあったわけですが、その黒門もどこからか移築したということで、実際、そこにあった
か。その意味が伝わっていないとかわからないということ。

眼療宿場も、当時、役場の助役をしてありました田原武雄さんが、独自でずっと調べられて、
ここの所にこういう肥後屋とか、玄海屋とか、何か遠海屋とか何かそういうものがあったとい
うことで調べてはあるわけですが、裏づけるものはないわけでございますし、また、その図面にし
ても、ここが田原養全の眼科の中心であって、あとこことここにあったという、その想定的な、
地図じゃないわけでございますので、それが、不確かなものであるわけですので、なかなかそれ
をバーチャル的につくって、ここにこうあったよということは信憑性がないというふうなことか
ら、バーチャルまではやっていないということでございますが。

もともと須恵町というのは、志免炭鉱、志免炭鉱じゃないと思うんですが、志免炭鉱の閉山の
二、三年ぐらい前から民間の、小山のほうに払い下げを行っておったわけございまして、その
払い下げのほうで、要するに浅い所を掘った、その浅床陥没が起こって、いわゆる田んぼにして
も陥落したり、家にしても傾きがあって、その鉱害復旧をやったということから、歴史的遺産を
集めようと思ったって、もうないわけですよ。

よその蔵に行くと、昔の農業の農作業、漁業というてもフナとかコイとかウナギとかとりよっ
た、そういう漁具にしてもないわけ。あれは全部あそこから、甘木のほうからもらってきたわ
けでございます。

須恵町で探そうと思ってもないわけでございます。それは納屋とか地上げをする時には、全部、
中のものを捨ててしておりますので、ないわけでございます。

だから、歴史的に古いついていう歴史的なものは何もないわけでございます。議員もおられます
けども、議員も一緒に甘木のほうにもらいに行ったりしたことを思い出されるんじゃないかなろうか
と思っておりますが、資料館ができた時に、うちの資料だけじゃなくて、そういうふうなこと。

それから、あそこに社宅の模型がありますね。あれつくるだけで、家1軒よりもそっこのほう
が高くついたというぐらい高くつくわけですよ。だから、その壊れたものを、それを持ってき
て、そして、それを復元させようと10分の1ぐらいの規模でも、高くつくわけですよ。

そういう状況があって、なかなかこういう財政の中では、そういうものを残していこうと。当
初は、確かにバーチャル的なものでしょうというのは、計画的にあったわけですが、ずっとそれ
は計画倒れでなったわけございまして。また、今の子どもたちが、それを復元したところで、

復元されたものを見てもわからないというふうに思うわけでございます。

うちの資料館の中で、例えば石とかこう運ぶ畚とか。あるいはそれを学校に貸し出したんです。ただ、また学校の先生もどうかと思うんですが、それを実際に子どもに担がしているんです。だから、破れてしまって、もう誰もつくりきらない。そういうふうな事が起こったりしております。

だから、復元さしても、今の子どもたちは見たこともない。今、子どもたちは、耕運機は知っていると思うんですが、牛・馬で百姓しよったというのは全然知らないわけですよ。だから、そういったものをバーチャルでして、子どもたちが感激したり、いろいろわあわあ昔はこうだったんだなと思う感じになるのかな。

我々だから牛・馬から耕運機になって、トラクターになったというのがわかるわけですから、その人たちのためには、何かしら保存をしてやるべきではなかろうかというふうに思っておりますが、要するに須恵町に資料がない中で、歴史的考証が難しいというのが第一番目にあるわけでございます。

今、眼療宿場と言いますか、そのことについては道の記憶というのが、田原武雄さんの息子さんの田原豊さんが会長をしてあります須恵町文化遺産活用実行委員会というのがありますが、そこで作成されましたDVDがあって、今のコンピューターもDVDのあれを入れる所がなくて、USBしかないから、古いパソコンでないと、コンピューターでないとそれが見られないわけでございますが、それはインターネットでも見られるようにしてるんですけど、今、ちょっと不具合が生じて見れないということでございますが、そういったお金をいっぱいかけるということじゃなくて、みんなの力で何とかできるもの、残すものということでやって行けばということを考えておるわけでございます。

歴史遺産の観光業の活用にということでございますが、いわゆる観光というのは消費財であって、文化財ちゅうのは未来永劫残すべき財産であるわけですが、その財産が立証できないというか、検証できない。そういったことで、残すために高額のお金を使うということが、非常に問題、疑問視されるのではなかろうかというふうなことを思うわけでございます。

文化講演会などの史跡巡り等を通じて、町内の方々にも身近なものであり、言い伝えや物語を含めて、未来に本質を変えずに伝えるということが、歴史遺産でなくてはならないというふうに思っておりますので、その辺の実証が難しいと、立証がですね。というのがこちらの思いでございますが、確かにそうすればいいというのはわかるわけでございますが、その比重、度合い、そして、財政的に余裕があるならば、それは高額な金をかけてでもやっていく。

また、高額な金をかけることによって、利益を生むということも含めて、先ほどの話じゃありませんが、どちらが優先する。その優先する前に、財政が逼迫しているというのが実情でございます。

投資というのができない状況の中で、それを利用しようというのは、非常に難しいということ
でございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 猪谷議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 確かに、財政的な問題があるということで、重々内容的にはわかっ
ておりますけども、先ほど、炭鉱の問題も出ましたので、せっかくまだ炭住という形で、まだ若
干残ってる家屋がありますんで、その辺をDVDとか、そういう形で保存のほうをお願いして、
将来的に、そういう眼療宿場があったんだということは、事実として間違いありませんので、そ
ういう今までの資料館に集めている古文書等でひもといいていかれることを強く要望したいと思
います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時5分
といたします。休憩に入ります。

午前9時54分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（三角 良人） 引き続き、会議を開きます。12番、三上政義議員。

○議員（12番 三上 政義） 12番、三上政義でございます。

町長にお聞きいたします。須恵町の障がい者雇用の現状と取り組みについてでございます。

障がい者の雇用促進に関する法律に基づき、民間企業・国・地方公共団体は、それぞれの法定
雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないとされております。雇用義務の対
象となる障がい者は、身体障がい者、または知的障がい者ですが、国や地方公共団体の法定雇用
率は2.3%であり、この計算式を須恵町に当てはめると1.87%となっております。

そこで、福岡労働局が取りまとめた平成28年度の障がい者雇用状況の集計によりますと、須
恵町は雇用があることとなっており、この基準を達成しておりますが、須恵町は、福岡県60市
町村のうちで下から5番目というところでございます。

本町における、この職員の所属部署とその障がい内容、身体的とかですね。級が言えればその
辺も。その職務内容をお尋ねいたします。個人情報保護法に引っかからない程度でお話いただけ

れば、それ助かります。

また、身体障がい者の方々の方々の生活を支援し、その行為をサポートすることを目的とした組織として、身体障がい者協会が組織されております。現在の糟屋地区の会長さんは、本町より選ばれておられます。

各町の多くの職員さんもボランティアで活動を支援されており、本町でも社会福祉協議会の中に、共生のまちづくり推進協議会があり、その中の点訳養成講座も開催され、ボランティアで頑張っておられます。また、手話の活動もあると聞いております。頭の下がる思いでございます。

そこで、お尋ねいたします。本町に採用されている職員が、身体障がい者であるならば、率先をしてこういった活動に参加するべきと考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

次に、雇用環境についてお尋ねいたします。

対象団体や企業の中には、法律に基づき障がい者の方を雇用したものの、周りの職員の認識不足、雇用主の説明不足などから、心ない扱いを受けたり、中にはみずからの命を絶つという痛ましい事例も発生しております。雇用したからそれでいいというわけではありません。その職場環境の整備も大事なサポートと考えております。

そこでお尋ねいたします。本町では、周りの職員や町民にどのような周知を図り、対象職員の職場環境を整える取り組みを行っておられますでしょうか。

最後に、障がい者自立支援法や、先の雇用促進法の趣旨に鑑み、本町は、今後、どのような取り組みを行っていかれるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三角 良人） 満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） 須恵町の障がい者雇用の現状と取り組みはという御質問でございます。

このことにつきましては、議員とは、先日2日ほど、このことにつきましてお話をさせていただきましたので、内容につきまして重複するところがあるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

まず、職員の障がい者の雇用状況につきましては、6月1日現在で、毎年、福岡労働局に報告することになっております。須恵町職員の障がい者は、現在、2人を報告しております。また、法定雇用率の2.3%で計算されました人数は、2.46人ということにはなりますが、これは2人おれば不足ということではございません。

この2名のかたにつきまして、先ほど部署とその職務内容ということではございましたが、部署につきましては、町長部局ということでお知らせいたしたいと思っております。当該職員の業務につきましては、他の一般職員と同じように一般事務を行っております。

そして、職場環境、サポート体制などということにつきましては、本人たちから、そういった

ことにつきましての要望等も、今のところございません。現在の職場の施設環境に改善が必要ということも、現在のところはございません。

そして、今後の取り組みではございますが、障がい者の在職人数2人ということで、不足は生じておりませんが、この2人を基礎に計算しました実雇用率は、1.87%ということで、示されております法定雇用率の2.3%は下回っておることになりますので、今後の改善の必要があるとは感じておりますので。ということで、今年の9月の採用試験を実施、毎年しておりますが、今回、障がい者を対象とした採用試験を実施する予定でございます。

採用予定人数は1人ではございますが、その年齢を40歳まで広げて募集する予定にしております。特に、地元の方で、須恵町の役場で働いてみたいという方がいらっしゃれば、ぜひとも受験をしていただきたいと思っております。

そして、先ほど、その障がい者の度合い、障がい程度というところでお聞きになられたんですけども、これはプライバシー的なところがありますので、ここでは控えさせていただきたいと思っております。

最後に、企業における障がい者の雇用状況につきましては、町のほうは、現在、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 三上議員。

○議員（12番 三上 政義） これからも障がい者の方、ふえていくということでございます。毎年ふえれば、また、いろんな所で採用ができていけばいいなと感じております。

そこで、私がここ、サポート体制ということを謳っておるのは、実は、質問の中でも言いましたように、障がい者の周りの方たちの心ない言葉で亡くなった方の1例が手に入りましたので、読まさせていただきます。

小学生のころから、1日も学校を休まなかった息子が、就職から間もなく自殺した。これは静岡県での話でございます。お父さん52歳、お母さん50歳、二男の方がコウさんと言われ、当時、18歳ですね。

コウさんが、職場の自動車部品工場へ向かう途中で自殺したのが3年前の5月20日。その日、いつもより早く家を出たコウさんは、通勤に使っていた電車をホームで1台やり過ごし、次の電車も見送り、約30分後に貨物列車に飛び込んだそうでございます。駅の防犯カメラにきちっと残されていたそうでございます。

コウさんは、職場で教えられた仕事の手順なんかを細かくノートにメモしていた。その中には、こんな走り書きがあったそうでございます。それは、「ばかは、ばかなりに努力しろ」という言葉がメモに書いてあったそうでございます。

コウさんに軽度の知的障がいと学習障がいがあるとわかったのが、小学4年生の時だったそう
でございます。通信簿はオール1。だけど、明るく人なつこい性格で、友達に好かれた。親や
教師に言われたことは、きちんと守る一方、融通や加減がきかない。高校で入った野球部や水泳
部では、倒れるまで練習を続けてしまうことが何度もあったということでございます。

高校卒業後、県内の大手自動車部品工場に障がい者雇用で就職。小中高と12年間、無遅刻、
無欠席。本人も真面目で、体力だけはあると自覚していたということでございます。工場での単
純作業なら向いていると思ったようだ、とお父さんは話されております。

だけど、就職からわずか50日で、コウさんはみずからの命を絶ちました。一体何があったの
か。遺品のノートにあった「ばかは、ばかなりに努力しろ」の文字が、その後の会社とのやり取
りの中で、御両親が、今、戦ってあるそうでございます。

このような事例もあります。雇用したからそれでいいというわけではありません。職場環境の
中が、いつどのように変わるかもわかりません。どうぞ、これから先、障がい者雇用される、障
がい者雇用がふえていくと思います。そういう中で、ぜひともこういうところを、今後、職場の
中で、皆さんで考えていただき、雇用をますますふやしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 答弁なし。

.....

○議長（三角 良人） 3番、白水勝元議員。

○議員（3番 白水 勝元） 3番議員、白水勝元です。

私は、サテライトオフィス誘致に関する施策はということで質問いたします。

町の魅力や稼ぐ力といった新たな付加価値創出のため、オープンイノベーション戦略事業が進
められており、現在、その拠点となるセンターの建設が須恵中央駅前で行われています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少問題に取り組む基本的視点として、次の3点
が掲げられています。1、子育て世代と若者を中心とする流入者増加に向けた魅力ある生活環境
の形成。2、出生率の維持と定住促進に向けた生涯教育の推進。3、若い世代が町内で就労でき
る環境の整備が掲げられます。

先週金曜日、6月9日の当初本会議の後、全員協議会において、まちづくり課から須恵町の
オープンイノベーションの理念と活動計画の説明がありました。

そこでは、1、企業を集める仕組みづくりとして、町内企業の課題解決を支援するシステムを
構築する。2、須恵町のオープンイノベーション推進の趣旨に賛同し、参加する、いわゆる会員
企業を募る。3、須恵町100%出資の株式会社を設立し、町外企業からも会員を募り、その
本・支店機能を提供したい。これは登記してもらうことですね。いわゆるレンタルオフィスのよ

うな形態ということですが、その年会費60万円が収入となる。当初、200社ですから年間1億2,000万円ですか。これが2,000社ぐらいになれば、12億とかですね。やはり町の大きな収入になってくると思います。4、センターカフェ部分の貸付収入、テナント料ですね。こういったことで稼ぐ力を増していこうと。

これによって派生する効果として、町内労働力の確保による人口増。農政問題の一部解決。これは企業提供による不動産事業への転換と。それから、町外企業の本店機能が集積することで、地域価値や税収の向上といった内容でした。

本事業においては、イノベーションセンターを設立するだけで、町の新たな財政負担は発生しないという、非常にいいことづくめで町の稼ぐ力を向上させるような案が説明されました。

これ、先ほど申し上げました人口減少に取り組む3点の解決策として、オープンイノベーションセンターに会員企業を募る。このほかに、環境汚染の少ないIT企業などのサテライトオフィスの誘致も御検討いただきたいと思います。

サテライトオフィスというのは、いわゆる企業の支店なんですね。IT企業などと言いますと、ホームページ制作したり、ロゴマーク、デザインとか、建築設計会社、ゲームやネット関連のソフト開発。あるいは、いろいろネットで売ることをサポートする事業なんかも含まれます。

ITサテライトオフィスの誘致の要点は次のとおりです。1、本社と行き来するため空港や幹線の駅から近いこと。2、都会の環境から離れて安らぎを求めするため、山・川・緑といった自然環境に恵まれていること。3、パソコンを使用したデザインや設計、プログラム開発が主体のため、本社や支店と情報をやり取りするための高速ネット通信環境が必要となります。

高速ネット回線は、最近、技術が進みまして安価に構築できるようになりつつあります。最近も、大学と企業の提携で研究開発が進みまして、ハイビジョン画像ですね。2時間分をわずか数秒で伝送できるというような技術も開発されました。

当町は、博多駅から、そして、港からも非常に近いと。かつ自然環境に恵まれている等の特徴を踏まえまして、大都市圏からの情報企業などの支店。いわゆるサテライトオフィスの誘致を御検討いただきたいと思います。

総務省は、平成28年度第2次補正予算として、3億3,000万円をお試しサテライトオフィス採択団体として11団体を選び、予算をつけました。北は青森県の弘前市、南は鹿児島県の錦江町です。

サテライトオフィスが誘致できれば、その社屋や移住する社員の住宅なども必要になります。先進事例では、古い民家や空き家のリニューアルなどをして、その社屋にするといった対応をしておりますし、また、社員のアパートとか住居必要になりますけども、こういったことで町内の空き家対策の一助にもなります。

若手の社員が結婚して、当町で子どもをもうければ、須恵町をふるさととする人口もふえます。

さらに、これらの社員が、地域の祭りや各種イベントに参加し、また、産地直送などの農家との交わり、いわゆるそういったIT企業というのは、民家を改造して社屋にしたら、自分とこの会社に台所をつくって、昼の賄をつくったりします。そういったときに、農家から野菜を供給したりもできるわけです。これは、町の活性化に非常につながるのではないのでしょうか。

徳島県的美波町や三好町などの先進事例を研究し、須恵町の施策に反映させていただきたいと。場合によっては、須恵町単独でなく近隣町等との共同、あるいは国や県の支援も期待できるのではないかと考えます。

こういったことで、さらに須恵町の稼ぐ力を向上すべきといったことの施策を取っていただきたいという質問でございます。

○議長（三角 良人） 平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、サテライトオフィス誘致に関する施策はということで、回答をさせていただきます。

サテライトオフィスとは、地方への人、情報の流れを創出することを目的として、都市部のベンチャー企業等が本拠から離れた所に設置する遠隔勤務のためのオフィスを言い、平成29年2月に、総務省よりサテライトオフィスモデル事業の募集がありまして、本町においても検討を積み重ねたところでございます。

しかし、サテライトオフィスを誘致するには、いろいろな要件が課せられ、魅力的な執務環境、生活環境等を完備しなければなりません。先進事例の所を調べたところ、山村地区では畑仕事ができ、バーベキューができるとか、漁村地区につきましては、魚釣りや漁ができる等、サテライトオフィスに都会の若者が求めているものは、暮らし、遊び、勤めの一体化でございます。また、高速ブロードバンド環境の整備やコンサル料等多額の費用もかかってまいります。

本町におきましては、IT企業に限定せず、稼ぐといった観点からも、先日の全員協議会でお話をさせていただきました、オープンイノベーション事業でいきたいという方針を固めたところでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） そういうふうに、今、言われたように、サテライトオフィスはいろんな要件求められるわけですが、ただそれだけではないんです。都会の人間ちゅうのは、緑が少ないところに住んでますから、山歩きができたり、別に参加型じゃなくてもいいわけです。

先般の全員協議会で話されました、いわゆるレンタルオフィスのような形態をとった登記してもらおうというのは、非常にリスクが少なくていいんですけれども、労働者を日本国内、あるいは東

南アジアから引っ張ってくるというような形もできますが、やはり若いものがその町に住むといったことで、初めてもっと活性化が進むと、つくれると思います。人口増もそこになってくると思います。

会社に登記して、会員企業から会費を集めただけでは、もう一步の発展がない。もう少し深く考えると、工夫するよりたくさんあります、いずれも。サテライトオフィスのほうもありますし、参加企業を通じるサテライトオフィスのこともありますけども、いろんな課題点や問題点はあるんですけども、それを何とか克服する。

また、別のアイデアを出してやっていかないと、サテライトオフィスだけ、あるいはレンタルオフィスだけというのでは不十分。両方とも総合的に見つめて施策を打っていくと。並行して打っていく、あるいは並行して難しいなら、少しずつ打っていく。そういったことを複眼的にやっていかないと、1つこけたら皆こけるという形になりますんで、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 本町は、オープンイノベーションということでやっておりますけれども、オープンイノベーションの中にも、今、サテライトオフィスの考え方は十分加味しておるわけでございます。

サテライトオフィスにしますと、相当の町からの持ち出しが必要である。オープンイノベーションについては、100%国が事業として出す。全国でオープンイノベーションを町の事業として考えておるのは2カ町、2カ所ぐらいだったと思うんですけども、それほどなかなかできにくいという部分。

ただ、本町は、その町内企業のあれが70社ほどあるわけですが、もう40年ぐらい前から、その企業組合というのができて、その部分だけは、それだけでも五、六年、あるいは10年ぐらいかかると思うんですけども、そこはオープンイノベーションの中ででき上がってるという部分がメリットとしてあるわけでございますので、ほかの所、そういう町の中で企業組合が組織されているという所は、非常に珍しいところであるわけでございますので、そこで新たに始めようとする30年、50年かかると思うわけでございますけれども、本町は、そのところが若干早目にできていくんじゃないかと。

それから、もう二、三年ぐらい前から、町内企業の2世の若手社長といいますか、そういった所との協議を重ねておりますけれども、非常に乗り気であるわけでございますし、また、町内企業には世界有数の企業も町内業者、こんな小さな町工場なんですけれども、数社あるわけでございまして、東京の展示会等に行きますと、代議士もこれを見られてびっくりされて。世界的な展示会の中で、須恵町から2社も出るとというのはびっくりしたというふうな話をしてありました

けども、それほど優秀な、特に今のIT企業と言いますか、そういうことを利用した会社組織を、会社経営をやっている所があるというふうに聞いておるところでございます。

オープンイノベーションということになりますと、要は2つの考えがひとつあるわけですが、国の地方創生の中でやっていくわけですから。地方創生というのは、何かいかにも何かのごとは感じがするんですが、いわゆる地方で経済的価値、地方の財政力をつけようというのが狙いであるわけでございますので、地方でもうけなければ地方創生は成り立たない、ということでございます。

産・官・学・金・労・言という職種の人たちが一堂に会して、それぞれの違う分野で。ただ、問題となるのは、会社の大事なところを出さないんじゃないかというのは、我々としても懸念をしているところでございます。会社の企業秘密的な問題は。

そこまで出してくれればしめたもんですけれども、そこは出さないんじゃないかなと。それはちょっと心配をしておりますけれども、そういう異業種間のそれぞれの会社、企業機密等をお互いが出し合って、そこでオープンイノベーションをやっていくというのが私どもの狙いで、そのことによって企業収益、あるいは町の収益につながっていくのではなかろうかと。

それで、全国で、今度、総務省のほうで業務改善プロジェクト、全国で7つの自治体が手を挙げてるわけですが、町としては須恵町だけが手を挙げてる事業が。これも100%国が、総務省がお金を出してやるということなんです。

そういうふうな金が要らないという社会実験的なものに、進んで本町の職員が研究し、企業あたりの人で、住民も巻き込んだ形でやっていく。町の金を持ち出して、それをするというのは、失敗というか、そういうことになった時には大変な負担をかけるわけでございますので、早目、早目に、形としては漠然とみんながわからない部分もあるんですけれども、社会実験の時点で、国の事業に乗るといえるのは、職員のやる気につながっていきますので、その辺を進めて行きたい。

そういうことで、サテライトということよりもオープンイノベーションということで、そのオープンイノベーションの中にサテライトの部分もあるわけでございます。そしてまた、IT企業に限らず、いろんな業種の人たちが、そこで共通の課題でやっていくということはすばらしいことじゃないかなというのが、オープンイノベーションでございますので。

全然、かけ離れたということではなく、サテライトは金がかかるんですよ。条件も厳しい。オープンイノベーションは、割と取っ組みやすい。そしてまた、うちの町としては、企業がそういう状態がありますので、取っ組みやすいという利点がある、ということで、これも代議員にお願いをして、そして、ぜひともそれに入れてほしいということで、東京で2人の職員が行きまして作業して、そして、総務省のほうに提出をしたといういきさつがあるわけでございます。

答えになってないかと思いますが、そういうことでございます。だから、サテライトも含め

たところで、オープンイノベーションのほうが思惑なんだよというのをわかっていただきたいということでございます。

全然、だからサテライトの関係を離れたということじゃなくて、そこもサテライトの利点の部分も取り入れるということでございます。

○議長（三角 良人） 最後の質問になります。白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） 町の考え方、わかりました。

ただ、安全策と言いますか、町の金を極力持ち出さないでうまくきちんとやっていこうと。オープンイノベーションの定義は、別にレンタルオフィスのような形態もありますし、サテライトの形態も全部含まれてるわけですけども、その辺も考えながら、先にリスクの少ないところで稼ぐ力をつけて、機会があればサテライトオフィスのことも含めて考えていってもよろしいというような町長の御見解でしたので、それで、一応、了承いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月16日、午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時37分散会

議事日程(第3号)

平成29年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第26号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第27号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第28号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第29号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第30号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第31号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第34号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第46号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第26号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第27号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第28号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について

- 日程第 4 議案第 29 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 30 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 31 号 須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 32 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 33 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 34 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 11 議案第 46 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	12 番	三 上 政 義
13 番	柴 田 真 人	14 番	今 村 桂 子
15 番	三 角 良 人		

欠席議員（1名）

11 番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

日程第1 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、28年度補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,663万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億1,364万8,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

5ページ、第2表、地方債補正は、起債額の確定に伴う限度額の変更です。

起債の目的。道路改良事業債、限度額3,250万円を810万円増額し4,060万円に変更。須恵東中学校大規模改造事業債（第2期）、限度額2億680万円を20万円減額し、2億660万円に変更するものです。

歳入では、1款町税は景気の上向きなどにより、見込み以上の収入があったため、町民税で4,800万円の増額、固定資産税で6,400万円の増額です。

軽自動車税は、税率改正に伴う800万円の増額、町たばこ税は決算見込みにより1,513万6,000円の減額です。

2款地方譲与税から9款地方交付税までは収入額を3月末の交付決定額に合わせてそれぞれ減額及び増額の補正で、主なものは4款配当割交付金が2,278万8,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金が2,152万6,000円の減額、9款地方交付税が1,187万8,000円の増額ですが、前年度より2,000万円ほど少なくなっています。

16款寄附金は、株式会社PMTより小中学校5校の図書購入にと、50万円の篤志寄附金です。

17款繰入金では、町税の増額、歳出の国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計の繰入金の減などにより2億8,400万円の財政調整基金繰入金の減額となりました。

これにより、3月末の決算見込みは歳入89億8,000万円、歳出は86億8,000万円と

見込まれ、財政調整基金繰入金は3億円となりました。

歳出は、決算見込みによる不用額です。

2款1項総務管理費では、社会保障税番号制度システム整備事業及び自治体クラウドサービス提供業務など、電算委託料の減により1,100万7,000円の減額です。

3款1項社会福祉費1億6,818万8,000円の減額補正の主なものは、国民健康保険特別会計繰出金1億5,600万円の減額です。これにより、一般会計からの法定外繰出金赤字補填分は4,400万円となり、前年比3,200万円の増額となりました。

8款5項下水道費1,300万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額で、負担金及び使用料の収入増、工事請負費などの支出減によるものです。

審査の結果、賛成多数で承認としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、反対討論をいたします。

15ページ、3款1項社会福祉費28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億5,600万円減額となっておりますが、これは国保に繰り入れるべきというふうに思っております。

本町では28年度3月現在、無保険者110世帯、135人、国保延べ人数8,602人の89%、7,661人が所得200万円未満となっております。国保税に占める所得額は16%から21%となっております。国保世帯は町民の約31%となっております。町役場が町民の生活を守るために大幅な国保会計への繰り入れがどうしても必要だと思っております。よって、繰出金、これは国保に繰り入れるべきだというふうに思い、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 誰か説明してやらん。委員長、説明してやってください。たびたびやけど。（「ここでいいですか」の声あり）いいです。委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 繰出金は赤字で特別会計の中で足りなかったものを一般会計に借金をするような形で借りているわけです。それを今現段階で余ったので返しますということなので、借金している分を返すだけです。わかりますか。一応個人的にも銀行から借りて、一応使って、余ったら銀行に戻しますよね、返しますよね、それと同じことです。

以上です。

○議長（三角 良人） もう3年もなるんだからね。討論はもう出ませんからね。3年もなるんだから、あなた、たびたびそういうことを言うけど、おかしいでしょうが。理解してくださいよ。

賛成討論。

○議員（6番 田ノ上 真） 賛成討論をいたします。中身は今予算委員長が言ったとおりでございますが、今のは説明でございまして、賛成討論という形で同意見でございますが、させていただきます。

なお、国保の常任委員会でも似たような趣旨の発言をなさっておりますが、これは法制度をいじる形でないといけないという話をそのときにしておりますが、それを聞いているにもかかわらず、こういう形で討論をするというのは、これは文教厚生委員会の審査の内容を踏みにじるような気がいたします。大変心外なことでございます。賛成討論を終わります。

○議長（三角 良人） 違う。討論になつたらん、それは。本当にもう。頼みますよ。そんな発言ばっかし。もう1回ね、議長のあれを読みなさいと。

○議員（6番 田ノ上 真） これは、繰入金というものは、ここでは繰出金ですね。繰出金というものは、一般会計が国保の会計に貸し出しているような趣旨のものであり、不用になった分は返すというのが原則でございます。原則どおりの措置をとっておるわけでございますが、賛成意見でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第26号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成28年度補正予算書の18ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,634万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,370万円とするものです。

事項別明細書21、22ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税が一般被保険者保険税の現年課税分及び滞納繰越

分の収納見込みから283万4,000円の増額補正。

3款国庫支出金1項国庫負担金888万7,000円、2項国庫補助金946万2,000円の増は、いずれも確定通知による追加交付です。

4款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払い基金からの変更交付決定通知により1,511万5,000円の増額、6款2項1目財政調整交付金は変更交付決定により6,115万円の減額です。

7款共同事業交付金は、国民健康保険団体連合会からの交付決定通知により2,890万6,000円の減額です。

8款繰入金につきましては、年度末の収支見込みにより1億6,258万8,000円の減額となっています。その内訳は3節の国保会計の赤字を補填する一般会計繰入金が1億5,600万円の減額、4節給与費等繰入金が人件費等の決算見込みにより206万4,000円の減額、5節出産育児一時金繰入金452万4,000円の減額で最終的な繰入金額は947万6,000円となります。また、今年の該当者は34名でした。

27、28ページをお開きください。歳出は今回も全て減額の補正となっております。その主なものを申し上げます。2款1項療養諸費1億5,938万円、同2項高額療養費4,482万4,000円、3項出産育児諸費678万円はいずれも決算見込みによる減額補正です。

10款予備費は不用額515万2,000円の減額補正をしております。

質疑として、8款記載の一般会計繰入金を減額せずに使い切るべきではないかというものがありません。この発言は税金の使い方を決める政治政策的なものであり、その議論自体は議員の職務のうちと言えます。がしかし、文教厚生委員会が当初本会議において審査を付託された範囲を超えていますし、説明に来ていた住民課は、法定されたルールにのっとり業務を遂行しているのをごさいます、当然ながら答えようのないものです。

所管委員会の委員長として、住民課には申しわけない思いでございます。そのときの回答などを踏まえて要約すれば、それは議会で議論することだということになります。もちろん、質問議員がちゃんと数字の入った対案を出すことが前提です。

反対討論として、繰入金は増額すべきで減額には反対というものがありません。なお、討論者が同僚の委員に向かわず、執行部事務局にばかり体を向けて反対意見を述べているので、討論の相手が違う、討論の目的がわかっていない旨注意いたしました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、反対討論をいたします。

26ページの8款繰入金1項他会計繰入金3節一般会計繰入金1億5,600万円の減額であります。先ほどのことと、一般会計と重複するわけですが、私としましては、本町の現状から鑑み、これは減額すべきじゃないということで、反対討論をいたします。

○議長（三角 良人） あなたね、理解しないの。ねえ。説明聞いたとき、意味わかってます。わかっとるなら、そんな反対討論ないでしょうもん、わかっとらんからそんなこと、また言うんじゃないですか。同じことを言っているんですよ、あなた。

○議員（1番 児玉 求） わかります。

○議長（三角 良人） わかっとらんからそんなことを言うでしょうが。もう。賛成討論はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 先ほどから説明ありますけども、これは借りた金を返すんだから、負担金をあげて、それで賄うとか何とかじゃなくて、これはそれで間に合っとるわけ。須恵町の国民健康保険の法律の中に、決まりの中のにのっとってやっていることでございますので、これは返すべきでございますが、そこら辺で、どうのこうの言う筋じゃないと思います。

討論ですけども、賛成でございますけども、ほかの科目の繰入金も全体で入っているわけでございます。そうするたびに、この件につきまして、討論しますということは、ちょっとおかしなことで、私はこの件につきまして、繰入金を返すのは当たり前とっておりますので、賛成いたします。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論でございますが、児玉議員が言われたことは、多分一般会計で繰り入れた分も低所得者に分配すればいいんじゃないかなろうかという意見だとは思いますが、一般会計から繰り入れるということは、国保の方だけじゃない方の負担の分も国保の方に入れるということにもつながるわけです。

それで、例えば社会保険の方たちは二重に保険料を払うような形にもなってくるということで、国保の方だけのために一般会計のお金を使うわけにはいかないということでございますので、一応御理解をいただきたいということで、私は賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 賛成意見ですけども、今児玉議員が言っている意味が全くわかりません。ということは、1億5,600万円、返さんで使いなさいということかなと思うわけです。そういうことは法律に違反することであって、また税金の無駄遣いにもなりますので、これは全く話にならないと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第27号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第28号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成28年度補正予算書の33ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億824万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

36ページの事項別明細書の歳入ですが、1款1項負担金、2款1項使用料は、決算見込みによる増額となっております。

5款1項他会計繰入金は収支調整による1,300万円の減額補正となっております。

38ページの歳出ですが、1款総務費は決算見込みによる不用額の減額でございます。

2款下水道事業費は、工事量の減及び決算見込みによる不用額の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第28号平成28年度須恵町公共下水

道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書4ページでございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日等から施行されることに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ専決処分したため、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、上位法である地方税法の改正により、各条文に規定される文言及び様式並びに項ずれ等の整備が主なものとなっておりますが、そのほか改正点としましては、新旧対照表において説明いたします。

17ページの下の方でございますが、第61条の2関係です。これは、法第349条の3第28項から第30項までについて、保育の受け皿整備の促進のため、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を導入し、条例で割合を定める規定の整備です。

18ページの上、第63条の2関係ですが、住居用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を、実際の取引額の傾向を踏まえて補正するよう見直すもの。

なお、本町に該当する物件はないとのこと。ちなみに高さ60メートル、20階建て以上でございます。

20ページの上の第74条の2関係ですが、被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充するものです。

21ページの下、附則第10条の2関係ですが、22ページ、第17項、第18項が今回新設されたもので、第17項は子ども子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合には、当該施設の用に供する固定資産について、課税標準額を最初の5年間、2分の1にするもの。

また、第18項は、都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全、緑化推進法人が土地を保有し、または無償で借り受けて市民緑地を設置、管理する場合には、その用に供す

る土地について、課税標準額を最初の3年間を3分の2にするものです。

26ページ、附則第16条関係ですが、軽自動車におけるグリーン化特例、経過の見直しで平成29年度、平成30年度取得した軽自動車について、軽自動車税を軽減するもので、2年間延長するものです。

燃費基準の達成率が厳しくなり、よりよい性能の軽自動車を対象になっています。

10ページに戻っていただきまして、附則第1条で施行期日は、条例は平成29年4月1日から、規定については第1号、附則第5条の規定は公布の日から、第2号、附則第5条第1項の改正規定及び次条、第2項の規定は平成31年1月1日から、第3号、附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定。都市緑化法等の一部を改正する施行日、平成29年5月12日からとなっております。

また、附則第2条では、町民税に関する経過措置、第3条では固定資産に関する経過措置、11ページでは、第4条、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

第5条、第6条では、須恵町税条例の一部を改正する条例の一部改正の改め分となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で、承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） お尋ねします。議案第29号、保育の受け皿整備の促進についてですけど、固定資産税の課税標準を2分の1にするということですけど、それと保育、幼稚園への民営化の根回しになるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、電気自動車等の軽減率が高過ぎる、75%になっとるわけですが、その分、軽トラとか軽自動車に課税される。もしくは14年間乗ればまた税率が10%ぐらい上がるとあるんですが、そういうところがありますので、その点ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これは、国の上位法で決まったものでございますので、それに伴って税制改正をするものでございます。

また、これが4月1日から施行されることに伴い、間に合いませんでしたので、専決されたものでございますので、説明をしる、国で決まったことでございますので、そういうことでございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） いつも思うんですけど、国が決まって地方自治体が行するという事です。いつも言われてますよね。国があり、県があって、その下に町があるということなんです。

が、地方自治体はそれなりに独立した自治体ですので、やはり独自の。（発言する声あり）それはわかりますよ。（「法制度を知らんわ」の声あり）そして、この保育園、幼稚園の民営化の固定資産税、半分ぐらいということで、これを心配しております。

聞くとところによると、ここ3年内ぐらいに町営の幼稚園を1個ぐらいにして、あと民営化にするというような話もありますし、住民のサービスの観点からしたら町営でいくということが一番大事じゃないかと思っております。そこをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 委員長、どこか振りますか。委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これ、私、何回説明したかわかりませんが、日本国に住んでいる以上、それに逆らうわけにはいかず、須恵町が日本国から脱会するのか。私提案理由で申したように、何といたらいいですかね。法律に従ってされたものでございますし、これちょっと私の委員長のあれではありませんし、誰か法律に詳しい方が説明したら助かりますけど。

○議長（三角 良人） 法律じゃなくて。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 上位法といますか、憲法が今一番ですね。そしてそれから法律というのがあるわけです。それにのっとった条例でなければ、町の条例というのは成立しないわけですね。

これは今、法律が改正になっておるわけです。それで、議会を開くいとまがなかったから、要するに専決処分を町がしましたということで、その可決を今お願いしている、議決をお願いしているということでございます。

今言われました私立幼稚園の固定資産税とか、これは待機児童が余りにも多過ぎて、私立幼稚園も自分で起こし切れないという人たちのため優遇措置をされておるわけで、だからそれは例えば学校であれば、固定資産税を一般と同じようじゃなくて2分の1にするとか、そういうことで、いわゆる税条例が改正になっておる。税条例の中身と。

それをどうのこうのと我々が言うべきことでもないわけです。法律については、国会議員が審議するわけでございます。国会で決まったこと。我々がするのは、その下にそれに沿った条例をどのようにつくるかということの審議しか権限がないわけです。あくまでも日本国民は日本国が制定した法律にのっとるとというのが筋でございますので、先ほど委員長が言われましたように、国を脱退するのか、そういうことしか勝手に条例をつくるわけにもいかないというのが原則でございます。

だから、質問されている内容がよく理解できません。

以上です。

○議長（三角 良人） 最後の質問です。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 地方自治体も条例をつくっておるわけですね。だから、先ほど言われたとおり、その国で決まったことということで、今度は国で決まったことを今度は各地方自

治体で町民のためどんなふうにするかという条例を決めると、そういう形になる。（発言する声あり）地方自治体のやり方として、やはりやっていくと。

一番私がここで尋ねたいというのは、保育園、幼稚園の民営化というところであります。だからそのことが一番懸念しているというところであります。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 私は須恵町の税条例に関する専決処分でございますので、ほかの、ほかでもらえんでしょうか。うちの委員会としても、侮辱されたような感じがいたしまして。失礼します。そういうことです。条例に伴って質疑等をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 何度も申し上げますが、将来の保育、幼稚園、これずっと須恵町がほかの自治体よりもいろいろ前進しているということで、児童も100名ほどふえているわけですね。去年から比べて。そういう中におきまして、先行きの見えたというのが、非常に私は。

○議長（三角 良人） 民営化の話はないでしょう、どこも。質問をちゃんとしてください。どこに民営化の話をしていますか。

○議員（1番 児玉 求） 可能性があるということです。（発言する声あり）それはわかりますよ。税金を、そこのところはありますけど、相対的に。

○議長（三角 良人） 議案に対しての質問をびしっとしてください。

○議員（1番 児玉 求） 先ほど言ったとおりです。保育の受け皿整備の促進というところで、私が心配するところがありまして、話しました。

以上です。

○議長（三角 良人） あなたが言うのは、私立の幼稚園を建てる。固定資産を減らすという話でしょうが。それをあなたが上げるというわけですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、そういうことは言ってないです。

○議長（三角 良人） そうでしょう。そういう話ですよ、この議案は。2分の1にしますという、それがあなたはいかんと言よるじゃろ。私立幼稚園がふえるとか何とか言うてから、わけのわからんことを言うたらいかんですばい。いい。ちゃんと議案を読んでから質疑をちゃんとせな。いいですか。これにて討論を終結します。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書35ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うため、須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたことによります。

37ページ、新旧対照表をお開きください。第25条第2号、第3号の改正です。前年度の中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。

第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を改正前26万5,000円から改正後27万円に引き上げます。

また、第3号の改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者数に乗すべき金額を改正前48万円から改正後49万円に引き上げることで、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。

この制度改正による影響は、新たに11世帯が軽減の対象になり、設定額は36万円の減額とされています。

36ページの附則です。第1項、この条例は平成29年4月1日から施行する。第2項、改正後の条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までは従前の例によるものです。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論をいたします。

軽減判定所得、5割軽減5,000円引き上げ、2割軽減の1万円引き上げは賛成であります。しかし、高額所得者の税率が低所得者より低い傾向にあり、同じ税率で徴収するべきだということで、よって反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 委員長報告をさせていただきます。ただいまの委員長報告の中には入れておりませんでした。今改正に含まれない限度額54万円という部分で、ここを改正するべきという質疑が実は委員会の中でございました。

しかしここは、という当初本会議における文教厚生委員会への付託の部分ではございませんので、この質疑は最終的に却下いたしました。そして討論ということになったんですが、この質疑の途中でただいま見玉議員申しましたように、今回付託された部分の限度額が多分認めがたかったのだらうと思ひまして、討論なくして採決のときに反対をされたものでございます。

私も今この話を聞いて、討論における委員会での反対の理由がわかりました。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書38ページでございます。

個人情報保護等改正法が平成29年5月30日から施行され、番号法が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

40ページでございます。

新旧対照表、第1条関係では須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例で、定義第2条第4号は番号法第26条の新設による追加で、情報提供等記録、いわゆるアクセスログについて、番号法第26条に準用する場合を含むとなっております。

今回追加になった番号法第26条の内容は個人情報保護法等の改正により、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても情報提供ネットワークシステムを利用できることとなったため、条例による独自に利用する事務についても情報提供等記録を保持しなければならないとするものです。

第23条の2、第1号では番号法第26条の新設による条ずれでございます。

41ページ、第2条関係では須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。

第1条及び第5条の改正は、番号法の改正により、第19条第8号の新設で「法第19条第9号」を「第10号」に改めるものでございます。

ちなみに、番号法第19条第8号の内容は、個人情報保護法等改正法により新たに追加されたものであり、マイナンバーの独自利用、事務についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記されました。情報提供ネットワークシステムにつきましては、まだ稼働開始にはなっておりませんので、前倒しをしての例規整備となっております。

39ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は交付の日から施行し、平成29年5月30日から適用するものです。

質疑といたしまして、「情報提供等記録アクセスログは時間も記録されるのか」の質疑に、「いつ、誰が、どことどの情報をやりとりされたのかまで記録される」とのことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

本町のマイナンバーカードの申請者は現在2,610名、町民2万7,765人の9.4%ぐらいの、2016年5月31日時点で2万7,757人の中で申請は1,583人でありました。ここ1年で1,027名申請者がふえています。しかし、町民の1割以上の人しか申請はしていま

せん。個人情報の漏えい等、使用する危険性を心配されているのではないのでしょうか。マイナンバー制度は国民に利益よりも不利益をもたらす制度であります。廃止以外にないと思っています。よって、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 反対討論がございましたので、私は賛成討論をさせていただきます。

国で決まった制度でございますし、それを行っているわけでございますが、これからこのマイナンバー制度に基づいて、さまざまな諸施策が国で、また自治体も含めて進められていくものがございます。既にこのマイナンバー制度を基幹として日本という国が発展していくという形で今進められているわけでございますから、それをさらに使い勝手よく、さまざまにブラッシングをかけながら進めていくのは当然のことでございます。

ただいま加入者が少ないからおかしいみたいな意見もありましたが、申請者はふえる一方でございますから心配に当たらないと私は思っております。

賛成でございます。

○議長（三角 良人） 討論ですか。ほかに。（「説明」の声あり）中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） マイナンバーは100%、国民全員に振られておりますので、カードをもらいに来た人が9%ということでございます。間違いないように。（「わかっております」の声あり）100%。（「はい、わかっています」の声あり）

○議長（三角 良人） これで討論を終結します。よって、議案第31号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号須恵町個人情報保護条例及び須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書42ページでございます。

この条例は、平成29年3月31日、人事院規則の一部改正が交付され、4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

44ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条の2は引用しております児童福祉法の第6条の4の「第2項」を「第1号」に、「第1項」を「第2号」に改め、「里親であって」以下の表記を「養子縁組里親」とするものです。

第3条、次ページの第4条及び第10条は、「保育所等に申し込みを行っているが、当面その実施が行われてないこと」の文言を追加し、これまでは認められなかった育児休業の再度の承認、再度の延長、再度の育児短時間勤務をできるようにするものです。

43ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時15分とします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時13分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書46ページをお開きください。

提案理由として、後期高齢者医療の普通徴収によって徴収する保険料の第6期の納期限、これは12月に来る分ですが、この期限を国民健康保険の普通徴収によって徴収する保険料の第7期の納期限、これも12月ですが、日にちが違いますので、日にちを合わせるため当条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

48ページの新旧対照表をごらんください。

第4条の普通徴収にかかる保険料の納期については、高齢者の医療の確保に関する法律により、市町村の条例で定めることとなっていますが、12月の納期限が国民健康保険税や実際の運用上と異なっているため、「12月1日から同月31日まで」の納期限を「12月1日から同月25日まで」に改正して合わせるものです。

47ページ、附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用しております。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真議員。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されたことに伴い当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

51ページ、新旧対照表をお開きください。

第8条に係るものですが、改正後の文言に「必要に応じて」との一文が挿入されています。これは、改正前において受給資格の確認には支給認定証の提示が必須であったものが任意化され、必要に応じての提示でよくなるものでございます。その要件が改正後、条文の支給認定証以下の括弧書き傍線部分となります。この改正により、支給認定証の紛失、亡失、交付を受けていない場合等による事務の停滞が緩和され、住民サービスが向上するものでございます。

50ページ、附則です。この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

質疑として、文言の意味を問うものと、「サービスの低下にならないか」というものがありました。回答としては、「サービス向上になる」というものでした。文言については割愛します。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 今、委員長が割愛しましたって報告がありましたけれども、内容はどういうものか御説明を賜りたい。

○議長（三角 良人） 田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 文言についてですが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは何ぞや」という質疑でございましたので、皆さんよく御存じのことと思ひ、私としては割愛させていただいたんですが、この件についてでございました。

これはタイトルにございますように、特定教育・保育施設は認定こども園、幼稚園、保育園のことでございますし、特定地域型保育事業としては小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等のことでございます。いずれにしてもタイトルに係ることで質疑がありましたので、委員長としては終了後ではございますが、ちゃんと勉強して臨むようにということで注意を促しました。

また、文言はもう1点、50ページにございます平成26年内閣府令第44号とあります。「これは何ぞや」という質疑でございました。これは皆さん見てすぐわかるように、その直前に子ども・子育て支援法施行規則（平成26年云々）と続いておりますように、施行規則のことをうたっております。これも普通にちゃんと読めばわかるということで注意不足、勉強不足の類であるということで注意を促しております。

議案に関係ないことはたくさんの資料をもって準備しておるようでございますが、こういう初歩的なことができていないのはいささか残念でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。
総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第35号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書52ページでございます。

工事名、旅石地区水路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,830万円、請負者、福岡市博多区東比恵3丁目16番14号、飯田建設株式会社代表取締役、宮木義高、契約保証の方法、契約保証金、783万円、条件、工期は契約の効力が生じた日から平成30年3月15日まで、請負金の支払いは原則として竣工払いといたしますが、40%の前払い金制度を適用いたします。

今回の工事につきましては、本店及び支店、営業所の所在地が福岡市及びその近郊にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者基準要綱別表で土木工事一式、A等級、経営審査事項の土木の評価点が900点以上の7社を指名し、5月10日に指名通知及び仕様書を配付し、5月25日に入札会を実施しております。

3者が同価格となり、くじの結果、飯田建設株式会社が落札したものです。落札率は79.93%です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,099万6,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条。地方債の変更は第2表、地方債補正による。

4ページ、第2表、地方債補正限度額の変更です。

起債の目的、城山防災会館（仮称）建設事業債、限度額4,730万円を歳出の補正に伴い2,540万円を増額し、7,270万円に変更するものです。歳入の主なものは13款国庫支出金で、業務改革モデルプロジェクト委託金1,545万6,000円で歳出と同額です。

20款町債の消防債2,540万円は城山防災会館（仮称）建設事業債です。歳出の主なものは2款1項総務管理費2,464万1,000円で、主なものはオープンイノベーション戦略推進費544万3,000円、業務改革モデルプロジェクト委託金1,545万6,000円で、業務改革に係る調査、分析、検討、報告書作成に係る費用の計上です。

9款消防費では、城山防災会館（仮称）建設工事に係る1,500万円の増額補正です。建設工事請負費において、当初予算より人件費、資材費などの単価が上がったため1,440万円の増額で、工事請負費の合計は9,940万円となります。

10款教育費では、株式会社ピーエムティーからの50万円の寄附により、小中学校5校に10万円ずつの図書購入費が補正されています。

今回の補正により、財政調整基金の取り崩しは5億994万8,000円となり、29年度末の見込みは17億9,097万2,000円となります。

質疑として、歳出の2款1項総務管理費で財産売払収入償還金における土地の場所について、6款1項農業費で臨時雇い賃金における雇用期間についてがありました。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第46号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営及びタブレット端末機導入について、総務建設産業委員会より住民主役のまちづくり及び広域圏事務組合事業について、文教厚生委員会より中学校ランチサービス実施状況調査について、以上各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

日程第13. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、6月定例会の全日程を終了しました。

○議員（1番 児玉 求） 議長。

○議長（三角 良人） 何ですか。

○議員（1番 児玉 求） 動議を提出いたします。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 平成29年第2回6月定例会当初本会議請願に対する田ノ上議員発言について、「ああ、おもしろくない」は撤回してください。

私が賛成議員依頼で合屋議員宅を訪問したときのことですが、田ノ上議員は私が依頼が不調に終わり、「ああ、おもしろくない、帰る」と言い残し立ち去ったと聞いておりますと言われますが、私は「ああ、おもしろくない、帰る」とは言っておりません。「ああ、おもしろくない」は撤回をしてください。私は落胆して、「ああ、なんかな、帰る」と自問自答いたしました。賛成議員のお願いに伺いながら、御家族に不快な思いをさせたことを反省し、おわびを申し上げます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） ただいま児玉求議員から不穏当発言の取消を求める動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、ほかに1人以上の賛成者がなければ成立しません。この動議に御賛成の方は起立願ひます。

〔起立なし〕

○議長（三角 良人） 起立がありませんので、よって、不穏当発言の取消を求める動議は否決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願ひます。会議を閉じます。平成29年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時34分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 1 4 番 今 村 桂 子

署名議員 1 番 児 玉 求